



日本貿易保険 20年史

2001

2005

2010



2015

2020



20th
2001 » 2020

**日本貿易保険
20年史**

INDEX

はじめに	04
序章 NEXI前史	05
NEXI創設までの貿易保険制度50年のあゆみ	05
独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の誕生	06
NEXI創設時のエピソード	06
第1章 NEXIの20年のあゆみ	08
1. NEXIの創設期（2001年度～2005年度）	08
2. NEXIの基盤整備期（2006年度～2010年度）	10
3. 拡大するリスクへの対応期（2011年度～2015年度）	12
4. 独立行政法人から株式会社へ（2016年度～2020年度）	14
第2章 20年間のNEXIを巡る主要トピック	16
1. 国の政策とNEXIの対応	16
2. 中堅・中小企業及び農林水産業の輸出支援への取り組み	18
3. 民間損害保険会社との連携	20
4. 各国輸出信用機関（ECA s）などとの連携	21
5. 国際ルール構築への参画	23
6. 環境社会配慮の取り組み	24
7. NEXI発足後の主な経済・社会危機対応	25
8. 業務のデジタル化の推進	26
第3章 貿易保険制度の変遷	28
1. 貿易保険法改正	28
2. 貿易保険制度の改正	30
資料編	44
企業理念・行動指針	44
歴代役員・職員数	45
組織の変遷	46
引受額・保険料収入・支払保険金・回収金の変遷	50
パブリックリスケジュール一覧	66

はじめに

我が国の貿易保険制度は、戦後復興期の輸出振興手段として、1950年3月の輸出信用保険法の制定により開始されました。爾来、我が国の置かれた経済社会環境の変化に対応しつつ、一貫して、我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献するという、公的で重要な役割を果たしてまいりました。付保対象も当初の非常危険カバーのみの輸出保険から、日本企業の海外展開形態の多様化に対応して、信用危険や増加費用のカバー範囲拡大、海外投資保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、融資保険など、保険商品も多様化が図られました。

当初の50年間は、通商産業省貿易局輸出保険課（のちに貿易保険課）が運営主体となり、特別会計の下で事業を運営していました。この50年間の歴史については、「貿易保険40年の歩み」（1990年11月、財団法人貿易保険機構）及び「貿易保険50年の歩み」（2001年3月、同）に詳述されています。

2001年4月、行政改革の下で、事業の効率化、サービスの質と透明性の向上とともに、職員の専門性の涵養を図る観点から、政策企画部門と事業実施部門を分離して、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が設立されました。

さらに2017年4月、国の政策との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、NEXIの法人形態が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社（株式会社）に移行しました。また、取締役会、監査役会、評価委員会など株式会社としてのガバナンス体制が整えられました。

以上のような沿革を経て、NEXIは今年度、設立から20周年、株式会社化から5年目の節目の年を迎えました。貿易保険制度開始以来50年間の歴史は、上記の2つの書籍に纏められていますが、NEXI創設以降の歴史を記述した書籍は、これまで刊行されてきませんでした。そこで、今回、社内で有志を募りプロジェクトチームを立ち上げ、「日本貿易保険20年史」を編纂することとしました。チームのリーダーは、NEXI創設メンバーの一人である沖田剛一氏に委嘱し、NEXIの歴史を担ってきた中堅からNEXIの歴史を知りたいという若手の有志が多忙な仕事の合間を縫って執筆・編集作業に携わってくれました。大変お疲れ様でした。

この20年史は、コンパクトを旨とし、前半は極力、ビジュアルで読みやすいもの、後半は資料的価値の高いもの、を心掛けて作成されました。本誌をまずは現役のNEXI役職員に、また、この20年間NEXIの基盤を作り、発展させてきて下さった歴代理事長・社長を始め役職員OB・OGの皆さんに、関係省庁、関係機関の皆様に、そして何よりもNEXIの最も重要なパートナーであるお客様にご高覧頂ければ、とても嬉しく存じます。

今年度創立20周年となるNEXIは、人間に例えればようやく成人式を迎えた、まだ沢山の課題と、そして青雲の志を抱いた若者です。我々は、足下ではコロナ禍の中、リスクカバーの強化を求めるお客様への対応に日々忙しく過ごしていますが、我々自身がこれを機に20年間の来し方を振り返り、今後の行く末を見据え、我が国企業の国際展開支援を公的使命とするNEXIの業務を一層強力に推進していくための中長期的視座を得ることが出来れば、また、お客様を始めステークホルダーの皆様に、NEXIの歴史と展望についてご理解を賜ることができれば、望外の喜びです。

2022年（令和4年）2月

株式会社日本貿易保険（NEXI）
代表取締役社長 **黒田 篤郎**

INTRODUCTION

NEXI前史 —NEXI創設までの貿易保険制度50年のあゆみ

我が国の貿易保険制度は、1950年（昭和25年）3月に公布された「輸出信用保険法」に基づき、当時の通商産業省の業務の一部として、当初の資本金を10億円とし、収支相償・独立採算の原則の下、「輸出保険特別会計」という形でスタートしました。以後10年間は輸出振興政策の下、各種の輸出促進のため「輸出代金保険」「包括保険制度」「輸出手形保険」「海外投資保険」などの制度が整備されていきました。

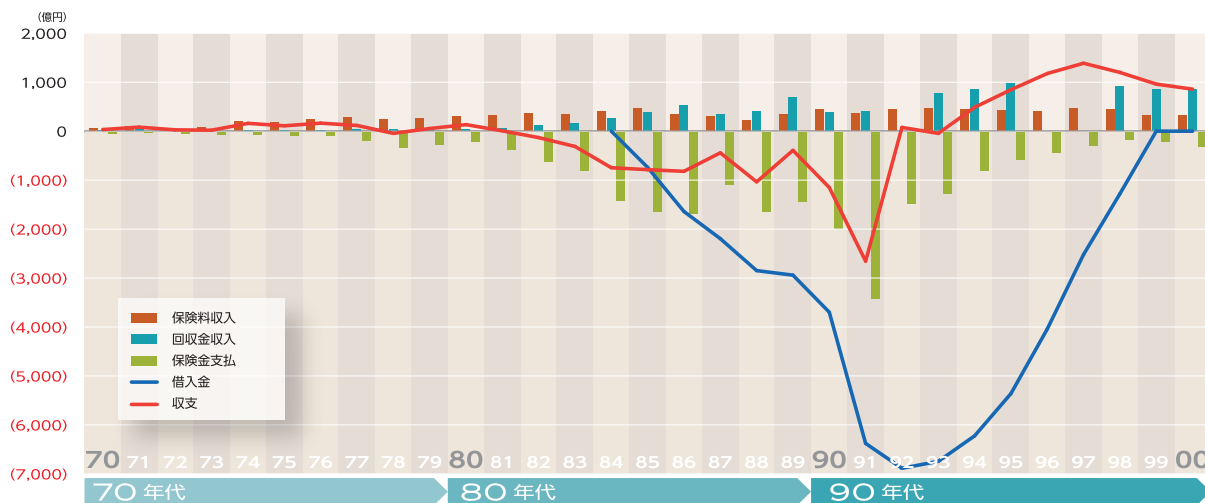
1960年代には、上記制度の整備・改善が図られました。1965年にはインドネシアにおける外貨送金遅延が生じたことを始めとして発展途上国における大型保険事故が相次ぎ、輸出保険特別会計の収支に懸念が生じました。

1970年代には、1960年代後半から活発化し始めた日本企業の海外直接投資を支援すべく、海外投資保険が抜本的に拡充されました。1973年に勃発した第4次中東戦争に端を発した第1次石油ショックによる原油価格の高騰の後には、産油国の工業化に関連する大型プロジェクトの発注が相次ぎ、先進各国がプラント輸出の促進に力を注ぎました。我が国においても、為替変動リスク、輸出保証リスクなどをてん補する輸出保険制度の整備が行われました。また、国際的なプラント競争の激化に伴い、先進国間において過度な輸出信用条件競争を回避するための国際的取極（ガイドライン）の協議が、OECDの場で行われるようになりました。

1980年代には、発展途上国の累積債務問題が顕在化し、相次ぐ債務繰延が輸出保険特別会計の財政基盤を大きく揺るがすことになりました。このため、輸出保険料の引上げ、資金運用部からの借入、一般会計からの出資などが実施されました。1987年の輸出保険法改正においては、輸出保険法から貿易保険法へと名称が改められ、保険制度の多様化を名実ともに示すことになりました。同改正においては、仲介貿易保険や前払輸入保険といった新種保険の創設に加え、海外投資保険の拡充や海外保険機関との再保険制度の追加などが行われました。

1990年代には、ソ連の崩壊、イラクのクウェート侵攻に加え、イラン石油化学プロジェクトに係る多額の保険金支払という事態に直面しましたが、一方で発展途上国への資金還流などの支援スキームによる回収の強化、アンタイドローンに対する海外事業資金貸付保険の創設などの積極的な取組みも行われました。また、ベルンユニオン総会の京都での開催（1996年）や、OECDにおける保険料水準の合意（ガイディングプリンスプル）の成立（1997年）など、欧米輸出保険機関との協調・協力関係の強化が図られました。

貿易保険事業収支の推移（1970～2000年）



INTRODUCTION

独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) の誕生

1950年の制度創設以来2001年3月31日まで、貿易保険事業は国（通商産業省貿易保険課ほか関係課室）により直接運営されてきました。貿易保険が国の通商政策上重要な役割を有していること、貿易保険の抱えるリスクが民間保険ではカバーできず、国の財政的な裏付けが必要であることがその理由でした。

しかし、貿易保険をめぐる国際金融情勢の変化、とりわけプロジェクトに対するファイナンススキームの多様化・複雑化などの状況に対応して、効率的で質の高いサービスを提供するには、政府直営の貿易保険制度では人事、組織、予算などの面で制約がありました。このため、2001年4月1日より全額政府出資の非公務員型の独立行政法人として、「日本貿易保険」(NEXI: Nippon Export and Investment Insurance) を設立するとともに、国際金融、企業財務・会計、法務、保険のアンダーライティングやリスクマネジメントについて専門知識を有する人材を確保することとしました。また、その事業運営が効率的かつ柔軟に行われるように、効率化・サービスの向上・財務内容の改善などを目標に織り込んだ中期計画の策定、機能的でフラットな組織形態の導入、企業会計原則の採用などを実施することとし、これによりリスクへの積極的対応、利用者の負担軽減などの質の高い保険サービスの提供を目指すこととしました。

NEXI設立後においても、民間保険では引受けられないリスクをカバーするとともに、国の通商政策上重要な貿易保険の役割は変わらないことから、NEXIが引受けた保険責任に対して、国が再保険を供与することとし、これによりNEXIの信用力を補完しました。また、経済産業省貿易経済協力局に貿易保険課を設置し、貿易再保険特別会計の運営に加え、独立行政法人NEXIの主務官庁として貿易保険制度の企画立案、リスケジュール交渉などの業務を担うことになりました。

NEXI設立の準備段階や創設当初においては、様々な出来事がありました。思い出深いエピソードはたくさんありますが、その中から5つのエピソードをご紹介します。

NEXI創設時のエピソード

EPISODE

01

英語名「NEXI」という ネーミングの由来

新法人設立10か月前の2000年6月頃、英語名を考えようという話が動き出して、貿易保険課の職員から約30の案が集まりました。アルファベット三文字の略称になるものが良いという意見が多かったので、一番わかりやすい案として、日本貿易保険をJapan (Nippon) Trade Insuranceと直訳して、「JTI」あるいは「NTI」に決定しなかったのですが、残念ながら、両方とも商標登録済みでした。さらに、三文字で特に最初が「J」や「N」から始まるものは、日本国内においては、ほぼすべて登録済みであるということが判明しました。

そこで、四文字、五文字程度の略称を考えることになりました。万人受けするもの、外国人にも違和感のないものにしたい、そのためにはあまり凝らずにシンプルに作ろうということ、「J」ではなく、「N」を使おうということが決まりました。その後も様々な紆余曲折を経て、2001年1月15日、日本貿易保険の英語名はNEXI—Nippon Export and Investment Insuranceに決まったという次第です。

EPISODE

02

NEXIの ロゴ作成の苦労話

NEXIのロゴマークはどうやって作ったのでしょうか？

NEXIという名称が決定したのが設立2か月前のこと。

「この世界、有名デザイナーに頼むと数億円」と言われ
る中で、与えられた予算はレベルが違いすぎました。しかし、前途多難、五里霧中の中、ある日暗雲が広がっている空から、一筋の光が見えてきました！

突然、デザイン界では扱ったデザインの大企業数たるや多数にのぼる超が付くほどの有名デザイナーから「引受けても良い」とのご連絡があったのです。当初予想された金額より低価格で作成していただくことができました。



EPISODE

03

ゼロからの オフィス探し

1999年の秋後半、貿易保険課ではNEXIの独立行政法人化にあたり、まだ、「場所はどこにするのか?」が決まっていませんでした。「本省内で間借りをするのか?」、「それとも近くのビルを見つけて移転するのか?」。白紙からのビル探しでした。最重要課題は、「事務所が何フロアにも跨ぐことになってもいいか?」、それとも「できるだけワンフロアにした方がいいのか?」という問題でした。当時の貿易保険課は、通産省の大きなビル内でフロアの端から端までを占めており、その特徴を活かせる「ワンフロア」がベストであるとの職員の声が大きかったのです。このため、担当者は、今日は赤坂、明日は虎ノ門、そして、お茶の水、築地、浜松町、日比谷と足繁く通い、候補を数件に絞りました。

選定に当たって、ほとんどの人から、「独立するのだから通産省から近くては独立したことにはならない」、「すぐ本省から呼ばれて飛んでいけるところはダメ」という意見が強く、これに、交通の利便性、周辺環境などの16項目からなる詳細な選定基準に基づいて選定されたのが、現在の西神田の千代田ファーストビルでした。



EPISODE

04

独立行政法人設立に 際しての4つの約束

2001年4月、新しい独立行政法人設立にふさわしい質の高いサービスを提供することとし、お客様本位の観点から、お客様に「4つの約束」をしました。専用のパンフレットも作成してお客様にお配りしました。

1 サービスの向上

- 保険料率体系をわかりやすく、お客様への対応を素早くします。

2 引受けるリスクの拡大

- より高度で複雑なリスクも引受対象とします。

3 効率化

- 民間の手法を導入し、無駄を省きます。

4 経営の透明化

- 経営状況を企業会計原則に沿って公表します。また、事後評価も受けます。

その後の独立行政法人NEXIの運営において、この4つの約束を果たすよう努力し、その成果が後の株式会社化につながっていきました。

EPISODE

05

職員数・構成

NEXI設立1年目の職員総数は、154人でした。その内訳は、通産省貿易保険課からの出向者が全体の約8割、民間企業等からの出向者が約2割でした。官と民の異文化交流の中で業務運営がスタートしました。

その後、専門性のより高い職員による業務体制の確立に向けて、民間企業経験者の中途採用、業務量拡大に対応した契約職員の導入、さらに、2015年より新卒職員の採用が開始されました。新卒職員は、今では職員総数の4分の1を占めるまでになっています。

2021年3月31日現在の職員総数は205人、その構成は、正職員176人(うち経産省出向者7人、民間企業出向者15人)、契約職員など29人となっています。

こうして、NEXI創設からの20年の間に、職員構成の変化およびバックグラウンドの多様化が進み、NEXIは官民で業務を経験した職員、新卒職員が集うユニークな組織へと変貌を遂げました。

2001 ▶
2005

NEXI

- 2001 ● 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立 (2001)
- 2002 ● 代位取得原則の導入 (2001)
● 限度額設定型貿易保険の創設 (2002)
● サービサー制度の導入／海外ECAとの間で再保険協定の締結 (2002)
● 海外投資保険でバスケットローズ導入、天災・テロをてん補リスクとしてカバー (2002)
- 2003 ● ライセンス保険の創設 (2003)
● 海外投資保険でSARSを不可抗力としてカバー (2003)
● 海外事業資金貸付保険でアジアボンドの引受実施 (2003)
- 2004 ● 貿易一般保険の新保険料体系の導入 (2004)
● 海外投資保険でカバーする事業休止期間を6か月から3か月に短縮 (2004)
- 2005 ● 中小企業輸出代金保険の創設 (2005)
● 貿易代金貸付保険約款の新設 (2005)

政策

▶「日ASEAN経済連携イニシアティブ」

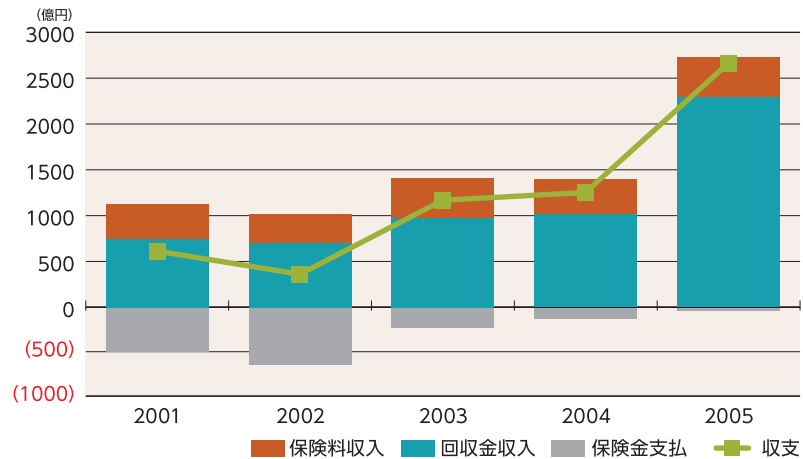
WORLD
TOPICS

- 米国同時多発テロ (2001)
- アルゼンチン経済危機 (2001)
- バリ島テロ爆破事件 (2002)
- SARS蔓延 (2002-2003)
- イラク戦争 (2003)
- 京都議定書発効 (2005)

2001年度～2005年度

1.NEXIの創設期

■ 貿易保険事業収支の推移



2001年4月、国の保険制度である貿易保険の強みを活かしつつ、独立性、専門性、効率性を追求するため、貿易保険事業を政府から引き継ぎ、新たに独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) が設立されました。

2001年度は、米国経済が減退する中、中国政府による報復関税の発動、米国同時多発テロ事件、アルゼンチンの経済危機など、様々なリスクが顕在化し、国内経済においても金融機関の不良債権問題、民間需要の低迷など、厳しい状況が続き、不透明感が高まりました。

2002年度は、イラク戦争により世界情勢が不安定になる中、重症急性呼吸器症候群 (SARS) の影響などもあって、日本の輸出が減速に向かいました。

2003年度および2004年度は、中東地域においてテロなどによる政情不安が続き、中国でも反日運動が拡大する一方で、国内の経済環境については企業収益の改善、個人消費の緩やかな増加など、回復の兆しが見られました。

このような中、NEXIではビジネス環境の変化に対応しつつ、日本企業のニーズに応え、企業活動の発展に貢献するため、「お客様中心主義」を掲げて、新商品の開発やてん補リスクの拡大、サービス向上や業務効率化に積極的に取り組みました。また、中長期保険に関しては、政府あるいは一流銀行による支払保証がないコーポレートファイナンス案件やプロジェクトファイナンス案件の引受を積極的に行いました。

NEXI設立時の組織と財源

NEXI設立時の資本金は、貿易保険事故債権の回収見込を時価額として計上したものであり、現金の出資ではありませんでした。したがって当初、保険金支払はもとより、業務運営費や職員への給与支払は銀行からの借入金で賄われていました。

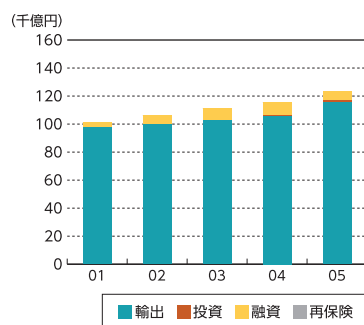
2001年創設の年に、アルゼンチンがモラトリアム宣言を行って債務の返済を停止しますが、その直前の債務返済は幸運にも実行され、それにより銀行からの借入金を返済することができました。

以降は、保険料収入とパブリック合意を通じた回収金収入が安定的に入るようになり、NEXIの保険事業が本格的に始動しました。現在のNEXIの資本金・資産額は、当時の事故債権評価額以上の回収が実現できたことも寄与しています。

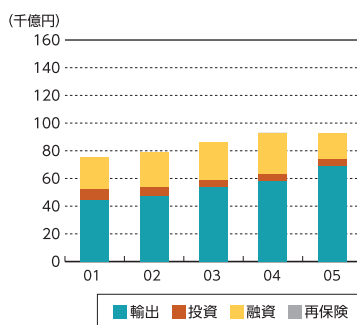
2001～2005年度の 主な引受プロジェクト

台 湾	台湾高速鉄道建設プロジェクト
ロ シ ア	ガスプロム社向け天然ガス・パイプライン敷設プロジェクト
フィリピン	政府発行の円建私募債
台 湾	電力太潭発電所ガスタービン発電プロジェクト
イ ラ ン	サウスパルス・ガス開発プロジェクト
サウジアラビア	サウジアラムコLNG回収プラント建設プロジェクト
サウジアラビア	ラービグ石油精製・石油化学総合プラント建設プロジェクト
タ イ	アジアボンド案件
米輸銀との再保険協定に基づく各ボーイング航空機輸出案件	

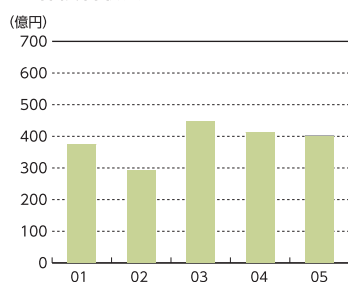
■引受実績



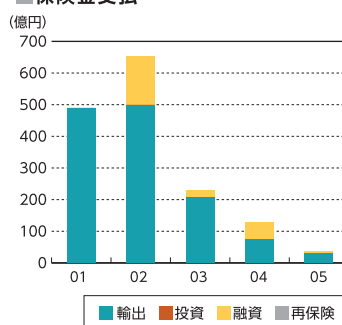
■責任残高



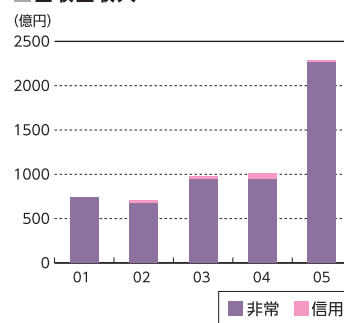
■保険料収入



■保険金支払



■回収金収入



2001～2005年度の

保険事故の特色／回収金の特色

2001年度、2002年度に大型の信用事故および非常事故の保険金支払がありました。2005年度までの5年間の保険金支払総額は1,546億円であり、内訳は非常事故による保険金支払総額が711億円、信用事故による保険金支払総額が835億円でした。NEXI創設前は、非常事故による保険金支払が太宗であったのに対して、この時期は非常事故・信用事故の保険金支払額がほぼ同水準となったことが特色です。

信用事故の保険金増加の理由としては、アジア地域での複数の大型保険金支払などがあげられます。

回収についてはパリクラブでのリスケ合意を通じた回収が主流でした。同じ5年間の保険事故債権の回収金総額は5,726億円であり、内訳は、非常事故債権の回収金総額が5,552億円、信用事故債権の回収金総額が174億円でした。

2006▶ 2010

NEXI

- 2006 ● 海外投資保険で部分損失特約による引受開始、保険料引下げ、プレミアム特約による引受開始(2006)
- 2007 ● SPIRIT ONE稼働(2006)
- 資源エネルギー総合保険の創設(2007)
- 貿易一般保険新保険料体系の導入(2007)
- 海外事業資金貸付保険劣後ローン特約の創設(2007)
- 2008 ● 地球環境保険創設(2008)
- 2009 ● 海外事業資金貸付保険で日系子会社向け運転資金支援スキームの創設(2009)
- 環境社会配慮のためのガイドライン改定(2009)
- 2010 ● 海外フロンティングサービスの開始(2010)

政策

- ▶「新成長戦略」
- ▶「明日の安心と成長のための緊急経済対策」
- ▶「パッケージ型インフラ輸出支援」

WORLD TOPICS

- タイ軍事クーデター(2006)
- リーマン・ショック(2008)
- ロシア・グルジア戦争(2008)
- 欧州債務危機(2009)
- 東日本大震災(2011.3)

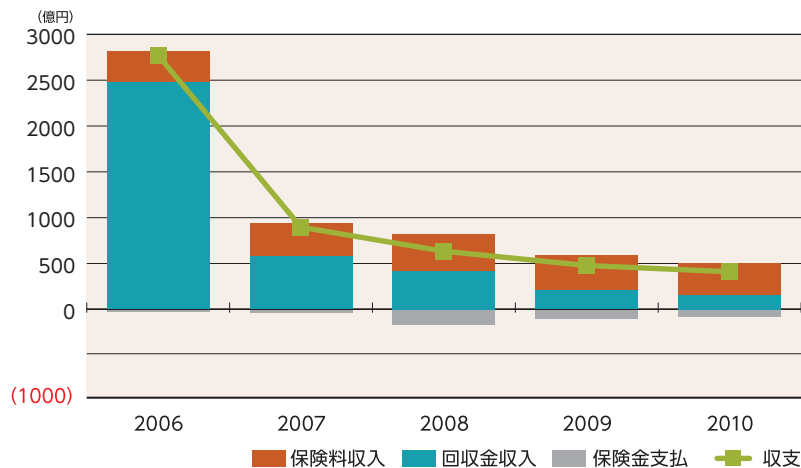
民間参入と包括保険制度の緩和

1950年から政府の独占事業として運営されてきた貿易保険事業は、2007年4月に国の方針により民間に開放されました。これを受け、商品別組合包括保険は、組合員の付保義務制から付保選択制に移行しました。他方、繊維、化学品組合については、コスト競争力の低下に伴って海外生産への移行が増え、輸出組合対象品目の輸出が減少したため、それぞれ2007年、2009年に包括保険自体が終了となりました。

2006年度～2010年度

2.NEXIの基盤整備期

■ 貿易保険事業収支の推移



2006年12月、NEXIでは新貿易保険情報システム(SPIRIT ONE)が稼働開始し、手続の簡素化や事務作業のスピードアップ、WEBサービス全体の向上につながりました。また制度拡充に係る取組みとして、短期の保険では2007年4月に組合包括保険制度に付保選択制を導入し、保険商品や保険料体系を抜本的に見直しました。さらに中長期の保険では、2006年11月に海外投資ストラクチャーの複雑化に対応するため海外投資保険に部分損失特約を追加し、2007年4月には日本企業による資源エネルギーの安定確保を目指して資源エネルギー総合保険を、2008年7月には温室効果ガスの排出低減に貢献する取組みの一環として地球環境保険を、それぞれ創設しました。

2008年秋のリーマン・ショック以降、金融市場における仲介機能が著しく低下したことで、世界的な景気減退と経済的・政治的リスクの増大の中、2009年4月に英国ロンドンで開かれたG20サミットにおいて、日本政府は今後2年間で総額220億ドル規模の追加的な新興国および発展途上国向けの経済支援を行うことを約束しました。これを受けNEXIは、金融危機への対応として2年間で160億ドルの追加的な貿易金融支援、アジアのインフラ整備促進のための2兆円の貿易保険特別支援枠の設定、海外支店取引への引受拡大などの措置を打ち出しました。

2009年以降もギリシャに代表される欧州でのソブリンリスク問題の顕在化などの要因から国際金融市場では不安定な状態が続き、2011年以降のいわゆるアラブの春のような政治的リスクの高まりも見られる中、日本企業の国際的な事業活動を支援するため、NEXIはインフラ輸出支援やファイナンスの機能強化に向けた施策を次々と打ち出しました。

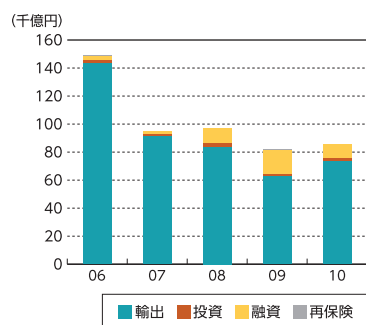
具体的には、2010年には政府がとりまとめた「新成長戦略」を受けて、6月に海外投資保険における政策変更リスクのカバーや、海外販売拠点を通じた取引に係るリスクのてん補などの措置を講じたほか、同年12月には「パッケージ型インフラ海外展開」の支援策として、現地通貨為替リスクへの対応を強化しました。また2011年3月の東日本大震災の発生を受け、原発事故による風評被害に対するカバーを明確にし、被災された企業には諸手続猶予などの対策も講じました。

また、先端産業分野の輸出支援のため国際小型ジェット旅客機受注獲得支援や原子力分野における輸出業者などの支援も検討するなど、この時期はNEXIが時代の変化やニーズを捉えながら、国の政策金融機関として存在感を強め、大きく基盤整備を進めた時期と言えます。

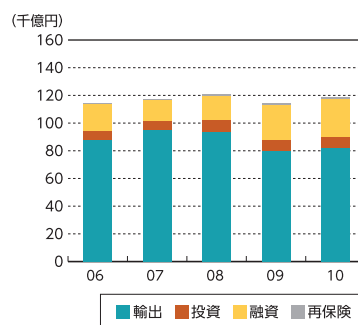
2006～2010年度の 主な引受プロジェクト

アラブ首長国連邦	ドバイメトロ第二期工事
ブラジル	ヴァーレ向け保険引受枠の設定
ペルー	セロベルデ銅鉱山（資源エネルギー総合保険）
アルジェリア	SONATRACH 社LPG プラント増設プロジェクト
マダガスカル	アンバトビーニッケル鉱山開発プロジェクト
アルゼンチン	湿潤パンパ地帯穀物生産農業事業会社投資プロジェクト
スペイン	太陽熱発電プロジェクト4件（地球環境保険特約初適用案件）
ブラジル	Braskem 石油化学プラント改修Green PEプロジェクト
米輸銀との再保険協定に基づくボーイング航空機輸送案件各種	

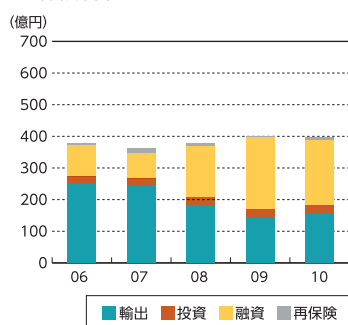
■引受実績



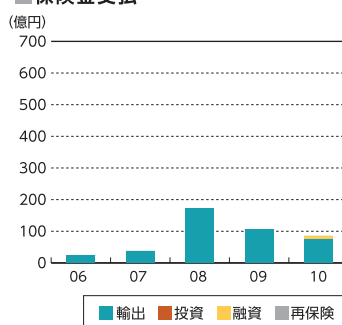
■責任残高



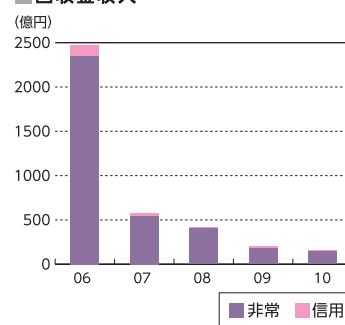
■保険料収入



■保険金支払



■回収金収入



2006～2010年度の 保険事故の特色／回収金の特色

この時期の保険金支払総額は、2001～2005年度に比較して約3分の1までに減少しており、これは資源高を含む世界経済の全般的な好調が理由として考えられます。

こうした中でも、2008年度はキューバ政府の決済資金不足により生じた非常事故により、大型の保険金支払を行いました。2009年度はリーマン・ショックの影響を受け、信用事故による保険金支払額が前年度の3億円から72億円へと増加しました。2006～2010年度までの5年間の保険金支払総額は424億円であり、内訳は非常事故による保険金支払総額が284億円、信用事故による保険金支払総額が139億円でした。

回収については、パリクラブでのリスケ合意を通じた回収が引き続き主流でありました。保険事故債権の回収金総額は、3,830億円であり、内訳は非常事故債権の回収金総額が3,617億円、信用事故債権の回収金総額が213億円でした。

2011 ▶ 2015

NEXI

- 2012 ● ミャンマーに対する中長期保険再開(2012)
- 2014 ● 貿易保険法改正(2014)
- 海外投資保険でん補事由選択制導入、事業休止期間を3か月に短縮(2014)
- 査定・回収制度の大幅見直し(2014)
- 2015 ● アフリカ投資促進総合保険の創設(2015)
- 新Webサービス開始(2015)
- 貿易保険法改正(2015)
- 新卒採用開始(2015～)

政策

▶「質の高いインフラパートナーシップ」

WORLD TOPICS

- タイ洪水(2011)
- アラブの春拡大(2011～)
- 独伊脱原発決定(2011)
- スペイン財政危機(2013)
- アルジェリア天然ガス精製プラント人質事件(2013)
- クリミア危機・ウクライナ東部紛争(2014)

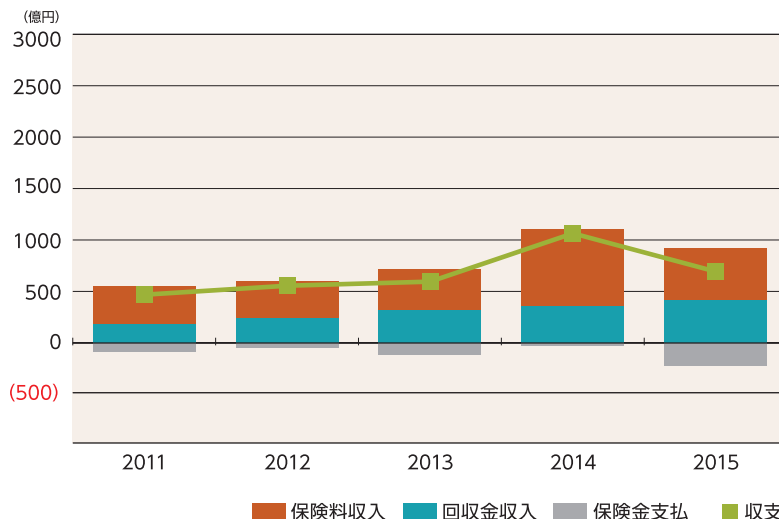
中堅・中小企業の海外展開支援

政府の中堅・中小企業の海外展開支援施策を受け、NEXIは2005年に中小企業輸出代金保険を創設しました。また全国の地銀・信金と提携し、中堅・中小企業の貿易保険を展開するための支援ネットワーク作りを2011年から開始しています。提携金融機関は次第に拡大し、2016年度には全都道府県の金融機関との提携を実現しました。

2011年度～2015年度

3. 拡大するリスクへの対応期

■ 貿易保険事業収支の推移



2012年1月の閣議において、NEXIが将来的に全額政府出資の特殊会社に移行すること、また貿易再保険特別会計を2015年度末までに廃止し、会計の財源を新法人の日本貿易保険に移管することが決定しました。これを受け、NEXIでは株式会社化に向けた組織強化の取り組みや準備を進めていくことになりました。

2011年度は夏にタイで発生した大洪水を受け、現地日系企業の運転資金調達支援を実施しました。また中堅・中小企業の国際展開支援策として、地方銀行と提携し全国的な支援体制を整え、同時に民間損保会社によるフロンティング(NEXIが海外現地日系損害保険会社の元受保険契約について、全額再保険を引受ける取引)を推進し、海外日系企業の事業展開を支援する体制の拡充に努めました。2012年1年にはミャンマーでの民政移管を受け、同国向けの貿易保険について、2年間5億米ドルのクレジットラインを創設し、8年ぶりに同国向けの案件引受を再開しました。

2012年度は新たに地方銀行等18行と提携し、「中堅・中小企業海外事業支援ネットワーク」を拡充しました。また日本企業の多様な投資形態に対応すべく、再投資先向けの劣後ローンに対しても引受が可能となるよう制度を拡充するとともに、豪州のLNGプロジェクトや英国高速鉄道プロジェクト等の数多くのインフラ海外展開の重要案件につき支援を行いました。2012年4月にはイラク向けの貿易一般包括保険の引受を再開しました。

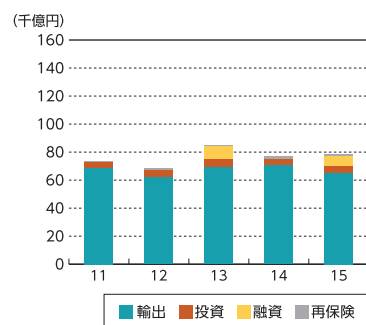
2013年度はアベノミクスによる経済政策の効果もあり、日本企業による海外市場への進出が一層進展し、政府によるインフラ輸出の後押しもあり、海外のインフラ関連の大型プロジェクトなどへの参画が加速しました。4月にはロシア輸出信用・投資保険庁(EXIAR)との間で、日露間の貿易・投資を促進するために必要な協力に関する覚書を締結しました。5月には横浜でアフリカ開発会議(TICAD V)が開催されたことに合わせ、アフリカ19カ国を対象に引受方針を緩和しました。この他、ミャンマー向け海外投資保険で送金リスクの引受を開始し、キューバ向け短期保険の引受も再開しました。

2014年度はウクライナや中東などで発生した地政学的な混乱や原油価格の低迷などにより各国でばらつきがあったものの、世界経済全体としては緩やかな回復が見られました。NEXIにとっては発足後初めてとなる貿易保険法の改正が行われ、プラント建設に係る戦争・テロなどによる追加コストのてん補、中小企業支援のための国内再保険、邦銀の海外拠点等を通じた融資への対応など、新たな保険サービスの提供が可能となりました。

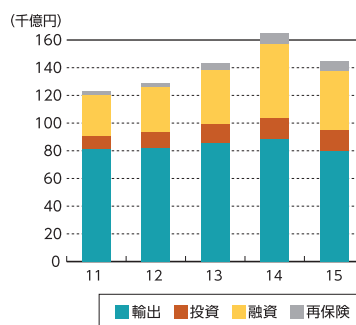
2011～2015年度の 主な引受プロジェクト

タイ	在タイ日系クレジット会社向け運転資金支援（タイ洪水対策復興支援）
チリ	シエラゴルダ銅鉱山開発プロジェクト
イギリス	ガンフリートサンズI&II洋上風力発電プロジェクト
オーストラリア	イクシスLNGプロジェクト
ベトナム	ニソン製油所・石化コンプレックスプロジェクト
オーストラリア	Roy Hill鉄鉱山開発プロジェクト
アメリカ	米国シェールガスLNGプロジェクトへの支援
インドネシア	ロンタール超々臨界圧石炭火力発電所拡張プロジェクト
米輸銀との再保険協定に基づくボーイング航空機輸送案件各種	

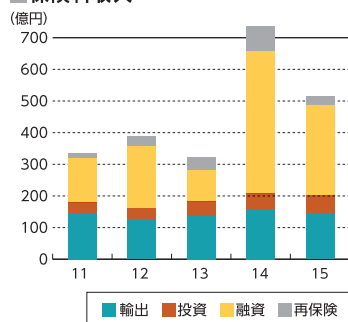
■引受実績



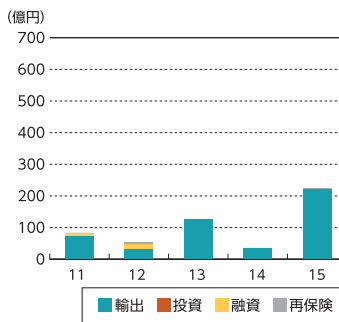
■責任残高



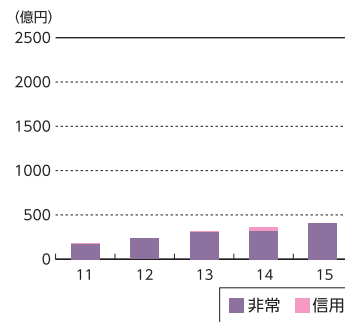
■保険料収入



■保険金支払



■回収金収入



2011～2015年度の 保険事故の特色／回収金の特色

この時期の保険金支払総額は前の5年間に比べ約2割増大しました。5年間で505億円の保険金を支払い、非常事故・信用事故の内訳をみると、信用事故による保険金支払総額が非常事故による保険金支払総額をNEXI創設以降、初めて上回りました。これは、主に2011年度と2013年度にアジア・中東地域で大型案件の保険金支払があったことが理由です。

回収金総額は1,496億円であり、内訳は非常事故回収金総額が1,445億円、信用事故回収金総額が51億円でした。非常事故回収は、パリクラブのリスクが引き続き主流でした。

2016 ▶ 2020

NEXI

株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立 (2017)

- 2016 ● 中小企業・農林水産業輸出代金保険の創設(2016)
- 金利スワップ保険特約の創設(2016)
- 2017 ● 株式会社日本貿易保険設立(2017)
- ミドル建保険特約の創設(2017)
- 2019 ● 環境イノベーション保険の創設(2019)
- シンガポール事務所の支店化(2019)
- 企業理念・行動指針の制定(2019)
- インフラファンド・プロジェクトボンド活用スキームの開始(2019)
- 2020 ● LEADイニシアティブ創設(2020)
- 新型コロナ禍対応(2020～)

政策

- ▶ 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」
- ▶ 「新輸出大国コンソーシアム」

WORLD TOPICS

- 米国トランプ政権発足 (2016)
- 英国国民投票EU離脱派勝利 (2016)
- カタール外交危機 (2017)
- 米中対立激化 (2018)
- 香港反政府デモ拡大 (2019)
- 新型コロナウイルス蔓延 (2020)

「お客様憲章」から「企業理念」へ

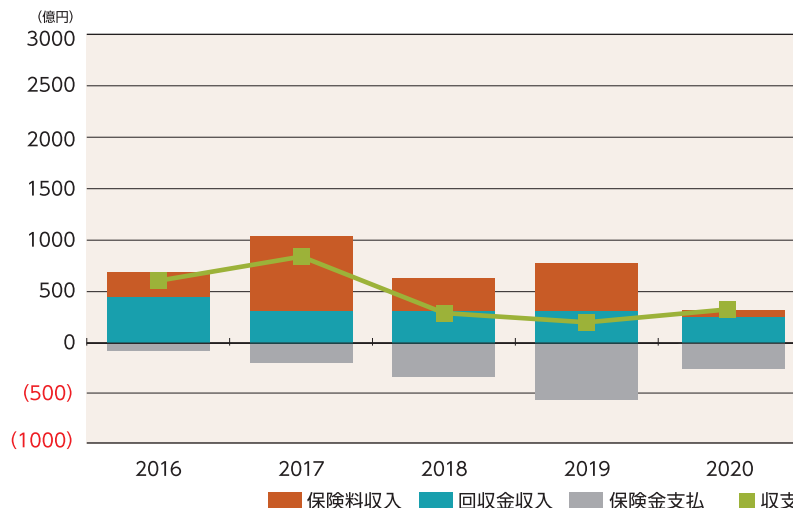
NEXIの「お客様憲章」は2003年に初めて制定され、その後は、各年度の経営計画の中で具体的な行動方針を示しつつこれを実行に移してきました。

そして、2017年4月の株式会社化に伴い、「企業理念」「行動指針」として、改めて2018年度より掲げることとなりました(44ページ参照)。

2016年度～2020年度

4. 独立行政法人から株式会社へ

■ 貿易保険事業収支の推移



2015年7月の改正貿易保険法成立を受け、NEXIは国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性をより向上させるため、2017年4月から政府全額出資の特殊会社に移行することとなりました。

2016年度前半は中国経済の先行きに対する懸念、原油価格の下落、英国のEU離脱問題を背景に、先行きの不透明感が高まりましたが、年度後半は中国経済の持ち直しや原油価格の緩やかな回復の動きが見られるようになり、世界経済は全体として緩やかに回復を続けました。2016年5月に国が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表したことを受け、NEXIは海外投資保険および貿易一般保険の非常危険のカバー率拡大など、前年度に引き続き、様々な機能強化策を打ち出しました。2016年7月には従来の「中小企業輸出代金保険」を改定して、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」を創設し、「中堅・中小企業ネットワーク」も全国47都道府県に拡大し、提携先金融機関は114機関となりました。

NEXIは2017年4月に株式会社としてのスタートを切りました。会社組織としてのガバナンスの強化を図るとともに、民間再保険会社への出再、ミドル建融資保険の販売開始、ミニパームローンに対する貿易保険の引受開始など、これまでになかった新たな取組みを始めました。2017年度は、貿易・生産の世界的な拡大や底堅い内需を背景に緩やかな回復が続いた一方で、カタールでの外交危機が発生するなど中東において一部に不安定な動きが見られました。

2018年度は米中貿易摩擦や英国の離脱問題など、世界経済の不確実性が高まった一年となりました。NEXIではサービス向上の取組みの一環として、貿易一般保険包括保険において一般案件の保険申込手続の簡素化(エビデンスレス化)を実施しました。また資源エネルギー総合保険の対象を拡大し、LNG関連プロジェクト等に対する取組みを強化しました。

2019年7月には環境保全・気候変動対策分野のプロジェクト向けファイナンスの組成を促進するため、環境イノベーション保険を創設しました。

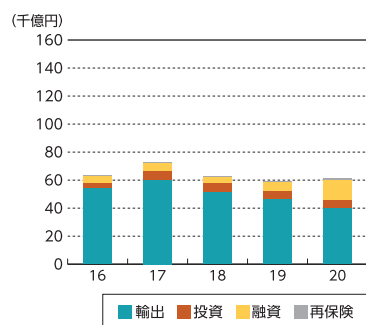
また、東京海上日動火災保険株式会社(2019年7月)、三井住友海上火災保険株式会社(2020年1月)およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(2021年3月)との間で海外投資保険の国内受再に係る再保険契約を締結し、これにより民間損保会社にNEXIの海外投資保険を直接販売いただけるようになりました。さらに、機関投資家の資金の受け皿となるインフラファンドやインフラプロジェクトで発行されるプロジェクトボンドに対して、民間銀行とも協力しながら保険でサポートを行うことになりました。

2019年度は米中貿易摩擦や油価下落を背景に世界経済が縮小傾向にあったところに、2020年に入り新型コロナウイルスが世界的に蔓延し、より一層不確実性が高まりました。これに対しNEXIでは、海外投資保険によるサプライチェーンリスクのカバー、海外日系子会社への運転資金の調達支援、医療関連物資に対する前払輸入保険の引受基準の緩和などの対応策を新たに打ち出しました。

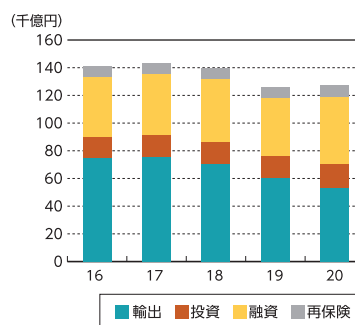
2016～2020年度の 主な引受プロジェクト

インドネシア	Tanjung Jati B 超々臨界圧石炭火力発電再拡張プロジェクト
カタール	Doha Metro建設・保守プロジェクト
アルゼンチン	農業法人向融資
ウズベキスタン	Navoiyazot肥料プラント新設プロジェクト
インドネシア	Jawa 1 LNG to Powerプロジェクト
バングラデシュ	LNG受入基地事業向け投資プロジェクト
バングラデシュ	Ghorasal肥料製造プラント建設プロジェクト
東・南アフリカ貿易開発銀行向け40百万米ドルの融資クレジットライン設定	
米輸銀との再保険協定に基づくボーイング航空機輸送案件各種	

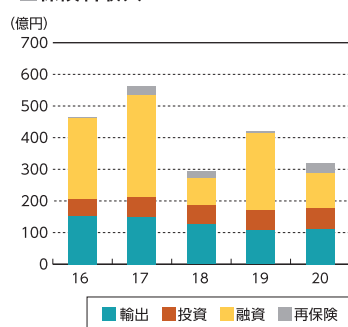
■引受実績



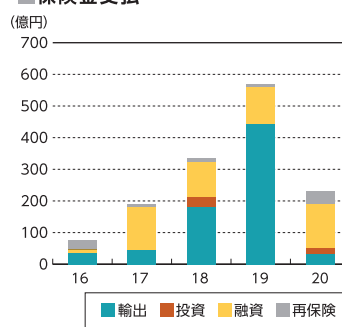
■責任残高



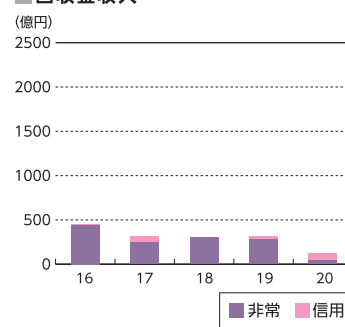
■保険料収入



■保険金支払



■回収金収入



2016～2020年度の 保険事故の特色／回収金の特色

2016～2020年度までの5年間の保険金支払総額は1,407億円であり、内訳は非常事故による保険金支払総額が448億円、信用事故による保険金支払総額が919億円でした。前の5年間に比べ約2.8倍と増大し、前期に続いて信用事故による保険金支払総額が非常事故による保険金支払総額を上回りました。これは、主に2017年度から2019年度にかけてアジア・南米地域で大型案件の保険金支払があったことが理由です。

回収については、パリクラブでのリスケ合意を通じた回収が引き続き主流でした。保険事故債権の回収金総額は1,615億円であり、内訳は非常事故債権の回収金総額が1,475億円、信用事故債権の回収金総額が140億円でした。

20年間のNEXIを巡る主要トピック

1 国の政策とNEXIの対応

この20年間、経済産業省、独立行政法人、株式会社と貿易保険事業を担う組織の形態は変化してきましたが、貿易保険事業の運営主体に求められる役割が、日本企業の輸出拡大や海外事業展開、安定的な資源の獲得といった国の政策の実現にあるという点は一貫していました。

特に、政策連携の範囲・程度という観点では、直近の過去10年間は、質の高いインフラ輸出に関する国の政策の強化などに伴い、NEXIに求められる役割・機能強化への期待が大きくなった時期であったといえます。2013年5月には閣僚級の「経協インフラ戦略会議」が設置され、インフラ輸出促進に関する政策が累次強化されていきました。

このように、国の政策ニーズに沿いつつ引受を実施していきますが、個別案件のリスクについてはNEXIが審査を慎重に行い、案件の引受の可否、引受条件等を決定します。その上で2001年から2016年までの間は、政府の貿易再保険特別会計に基づく国の再保険制度により、リスクを分担して運営されていました。

また、2016年5月に国から発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においては、NEXIについて十分な財務基盤を確保することが盛り込まれました。これを受け、2016年度第2次補正予算において、積極的な保険引受を後押しすることを目的として、NEXIに対する650億円の出資が決定され、NEXIは資本金を同額増加しました。

2017年のNEXIの株式会社化により貿易再保険特別会計は廃止され、同会計の資産および負債はNEXIに承継されました。さらに、保険金の確実な支払を担保するため、政府保証による借入等に加えて、NEXIの資金調達が困難な場合には政府が必要な財政上の措置を講ずることとなりました。

＜質の高いインフラ輸出に関する主な政策＞

- ▶ 2010年 6 月 「新成長戦略」策定
- ▶ 2013年 3 月 「経協インフラ戦略会議」設置(2020年12月までに計49回開催)
- ▶ 2013年 5 月 「インフラシステム輸出戦略」策定(翌年以降、毎年改訂)
- ▶ 2015年 5 月 「質の高いインフラパートナーシップ」表明
- ▶ 2015年11月 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」表明
- ▶ 2016年 5 月 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」表明(G7伊勢志摩サミット)
- ▶ 2020年12月 「インフラシステム海外展開戦略2025」策定

政策実現のためにNEXIが行う取組みには、貿易保険引受を通じて個別の貿易取引や海外向け投融資を支援することに加え、政策ニーズを反映した保険商品の開発・制度改善や他国政府機関などとの協力枠組みの構築を通じた支援環境の整備・体制強化、実務機関として蓄積した知見の経済産業省や経協インフラ会議などを通じた政策立案への反映などがあります。

NEXIに対する期待は多種多様で、関連する政策ニーズもインフラ輸出や資源確保のほか、中堅・中小企業や農林水産業の輸出支援、環境(グリーン) 対応、資金調達手法の多様化、アフリカなどの特定の国・地域との二国間関係の強化と様々ですが、NEXIはこれまでその有する保険(輸出に係る保険、仲介貿易保険、前払輸入保険、投資に係る保険、融資に係る保険)と機能(引受、再保険、リスク

審査、保険金支払、債権回収など)を効果的に組み合わせることで、政策対応を行ってきました(関連する制度改正については第3章「貿易保険制度の変遷」参照)。

首脳外交や日本政府が主催する国際イベントに連動する形で行う取組みが非常に多くなされたのもこの直近10年間でした。例えば、安倍総理大臣(当時)の中南米歴訪(2014年8月)や中央アジア歴訪(2015年10月)にはNEXI幹部も随行し、ブラジルでは個別融資案件の引受、トルクメニスタンでは政府系金融機関との協力協定の締結を行いました。また、2018年5月には、世耕経済産業大臣(当時)が南アフリカで主催した日・アフリカ官民経済フォーラムに参加し、世銀グループのMIGAと再保険分野の協力協定を締結しました。2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICADⅦ)では、イスラム

開発銀行、イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC) およびアフリカ貿易保険機構 (ATI) と協力協定を締結したほか、アフリカ地域での連携について紹介するサイドイベントを主催しました。

また、突発的に発生する経済・社会危機に対応することも「ラストリゾート」としてのNEXIが果たすべき重要な政策対応です。リーマンショックに代表される2008年の世界的な金融危機に際しては、金融市場の仲介機能の低下を埋めるべく海外日系企業の運転資金調達を支援しました。2011年3月に発生した東日本大震災では、原発事故による風評被害に対するカバーを明確化したほか、震災後のLNG需要急増に伴い調達先の多様化が喫緊の課題となったことから、米国における本邦向けLNG輸出プロジェクトの組成を支援しました。また、2020年の新型コロナウイルスの世界的感染拡大が生じた際は、前払輸入保険

によるマスク、手袋、防護服などの医療関連物資の輸入支援や海外日系企業の資金調達安定化のための運転資金支援などを行いました (25ページ参照)。

現在、社会の急速なデジタル化やカーボンニュートラルに向けた世界的潮流など、日本企業を取り巻く経済社会環境は大きく変動しています。また、こうした変化に対応しつつ将来のビジネス基盤を整えていく上で、外国の政府や有力企業とのパートナーシップの強化が重要となってきたほか、SDGsへの貢献などをはじめ政府や企業が求められる役割も拡大しています。こうした観点に立った先導的な要素を含む取組みを支援するため、NEXIは2020年12月に「LEADイニシアティブ」を創設し、以下のような先導的要素が認められる融資案件について5年間で1兆円の案件形成を目指して支援することとしました。

「LEADイニシアティブ」における「先導的要素<LEADエレメント>」

- ① **LEADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES** (新分野や新規顧客の開拓など日本企業の事業拡大に資する案件)
- ② **ENVIRONMENT & ENERGY** (再エネ・脱炭素関連分野案件)
- ③ **ALLIANCE** (外国政府や外国企業、国際機関などとのパートナーシップ構築に資する案件)
- ④ **DEVELOPMENT** (社会課題解決・SDGs達成への貢献などにより、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件)

他方、資金の供給サイドを見ると、BIS規制の強化などの環境変化により、伝統的な商業銀行からの長期資金の供給拡大に限界がある中、インフラ整備や社会課題解決のため、世界で必要とされる膨大な資金需要に 대응していくためには、投資家資金の活用拡大を図ることが必要になっています。NEXIは13の金融機関と具体的なスキームについて協議を進め、2019年12月に機関投資家資金の呼び込みのためのインフラファンドおよびプロジェクトボ

ンド活用スキームに合意しました。2020年9月には、貿易保険が付保された貸付債権をインフラファンドに譲渡する取引を初めて承認しました。また、上述のLEADイニシアティブにおいても、この機関投資家資金の活用が推奨されており、2020年12月には、機関投資家資金を活用する形で、アフリカ輸出入銀行向けにLEADイニシアティブの一号案件が組成されました。

2 中堅・中小企業および農林水産業の輸出支援への取組み

NEXIは、2010年に政府が策定した「新成長戦略」を受け、中堅・中小企業の海外進出や農林水産業・食品分野の輸出強化に向けて、国の政策実施機関として様々な支援策を展開してきました。NEXI設立から20年間の主な取組みを振り返ります。

「中小企業輸出代金保険」～創設から16年間の進化

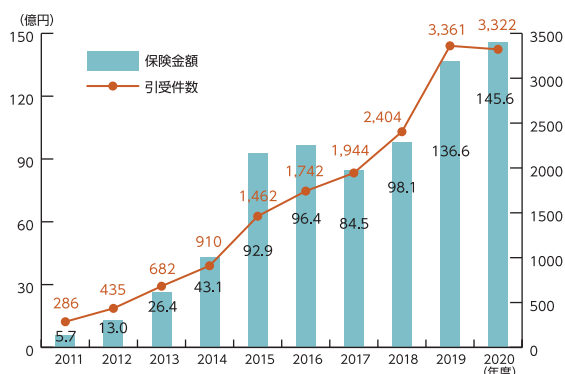
2005年、中小企業の海外市場へのチャレンジを支援する保険商品として「中小企業輸出代金保険」が創設されました。

1953年に創設された「輸出手形保険」も、中小企業が振り出す荷為替手形の買取促進のための保険商品として広く利用されてきましたが、1990年代の金融ビッグバンを機に決済の主流はL/C取引と送金決済とに二極化し、D/P、D/A決済が減少、輸出に取り組む中小企業にとっても、後払の送金決済の取引に銀行融資を受けるケースが増えることが見込まれました。中小企業特有のニーズや取引事情を踏まえ、本保険の販売開始より、コファネットを利用した速やかな与信審査や、申込と同時の質権設定なども併せて実施し、保険金支払までの期間も1か月以内とするなど、中小企業支援に特化した保険商品としました。

その後、2011年以降のNEXIの中堅・中小企業の輸出支援強化（次項参照）により、2012年には中堅企業への

利用拡大と保険料率の25%引下げを実施し、さらに国の農林水産業・食品輸出支援強化政策に対応して、2016年7月「中小企業・農林水産業輸出代金保険」と改定し、農業協同組合（JA）や漁業協同組合（JF）等の農林水産事業者にもご利用いただける保険になりました。

中小企業・農林水産業輸出代金保険 利用実績推移



支援機関との相互連携

政府の施策を受け、NEXIは、中小企業庁や各地の経済産業局、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構等が主催する中小企業支援会議に参加し、海外展開支援施策に係る情報提供を行うほか、各都道府県内の支援組織などとも継続的に連携しています。

なかでも、環太平洋経済連携協定（TPP）の発効に合わせ、それ以前の中堅・中小企業輸出支援策を一元化する

ものとして2016年度末に政府が提唱しJETROを窓口として設立した「新輸出大国コンソーシアム」には、支援機関として参加しています。

また、同時に実施された農林水産業・食品輸出強化の政府方針に対しては、上述の「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の創設のほか、各地の農政局とも連携を図るなど、積極的に支援しています。

金融機関との連携による取組み

NEXIの国内拠点は東京と大阪に限られているため、全国各地の中堅・中小企業のニーズ把握が難しいとの課題がありました。この対策として打ち出したのが、各地の金融機関との連携によるNEXI制度の周知でした。具体的な取組みとしては、次の3つがあります。

① 商工中金との連携スキーム

商工組合中央金庫（商工中金）との連携としては、商工中金によるInvoice買取と質権設定を組み合わせたスキームを2010年に発表しました。また、商工中金と連携した各地でのセミナーなどを多く開催したほか、商工中金からのご紹介に広く対応しています。

② 大手銀行との連携

商工中金との連携スキームと前後して、メガバンクとも中小企業支援のための連携を行い、貿易保険周知の協力体制を構築しました。行内勉強会への協力や各行からの顧客企業の紹介のほか、各行の顧客向け配布冊子への貿易保険制度についての掲載などの取組みも実施しました。

③ 地銀・信金等との中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク

2010年12月の北海道銀行との提携を皮切りに、2017年までに全都道府県の主だった地銀・信金と提携し、各地の中堅・中小企業を紹介いただきました（下図参照）。

また2012年度には、提携金融機関の紹介先で一定の要件を満たす場合、「中小企業輸出代金保険」の保険料を10%割引とする優遇措置適用を開始しました。

この連携は2011年度の11行との提携時に「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」と命名し、2011年12月以降2016年度まで、毎年度、提携金融機関が一堂に会した会議を開催、提携金融機関との情報交換を行うなど、相互連携の機会も深まりました。カントリーリスクマップやマンガ形式の商品概要説明冊子は、このネットワーク会議をきっかけに出来上がりました。

地元へ根付く地銀・信金は、顧客の中堅・中小企業に密着した様々な提案を行っており、貿易保険も提案ツールの一つとして活用されています。初めて海外進出を検討する企業も多いため、紹介が利用につな

がるまでに期間を要するケースもありますが、貿易保険を知っていただく貴重な機会となっています。



中堅・中小企業支援に加え、農林水産業・食品輸出支援では、2016年度の農林中央金庫をはじめとして、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会とも連携し、農林水産事業者等の支援体制も整えました。

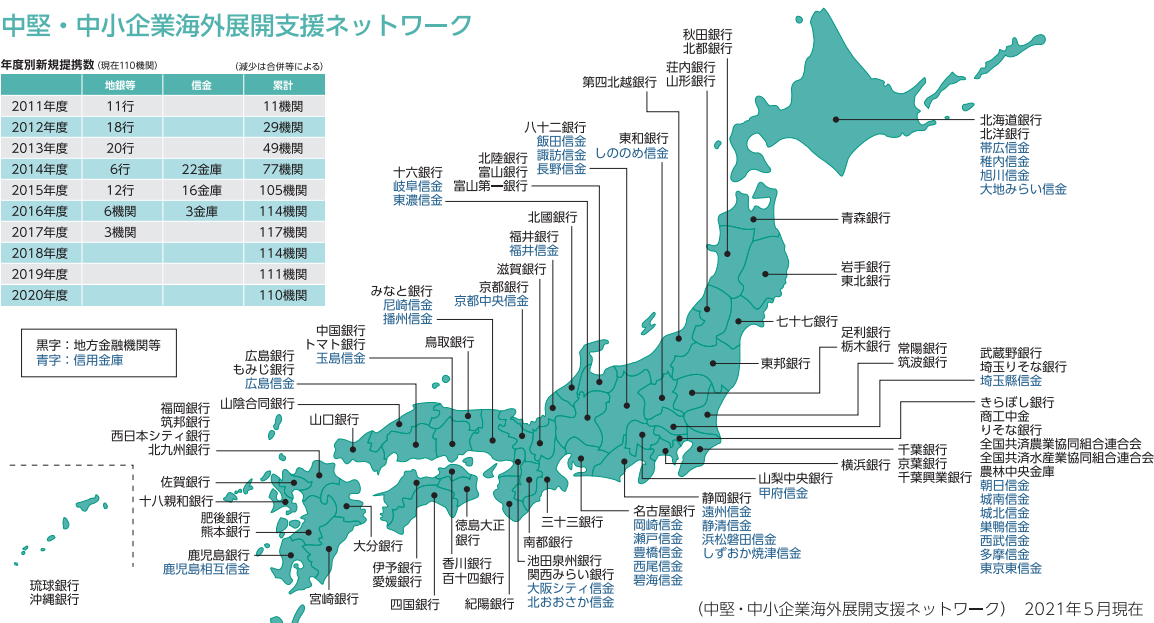
④ その他

日本政策金融公庫とは、中小企業支援のため当初より本店および各地の支店と連携しており、また、東京中小企業投資育成(株)、大阪中小企業投資育成(株)とも協力体制を敷いています。

中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク

年度別新規提携数（現在110機関）	地銀等	信金	累計
2011年度	11行		11機関
2012年度	18行		29機関
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関
2020年度			110機関

黒字：地方金融機関等
青字：信用金庫



（中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク） 2021年5月現在

3 民間損害保険会社との連携

2007年に貿易保険事業への民間損害保険会社の参入が可能となったことを機に、2010年代に入り、海外で事業展開する日系企業サポートを目的とした民間損害保険会社との連携が具体化しました。

拠点数も職員数も少なく、営業ネットワークの限られるNEXIにとって、より多くのお客様に貿易保険を提供する上で、これは特筆すべき取り組みでありました。

日系海外現地法人等のサポート体制の確立～再保険・海外フロンティング

日本企業の海外進出が広がるにつれ、海外の販売拠点や生産拠点から第三国のバイヤーに直接輸出を行うケースが増加し、貿易保険の利用者からは海外においても日本と同じような貿易保険制度を利用したいとの要望が寄せられるようになりました。

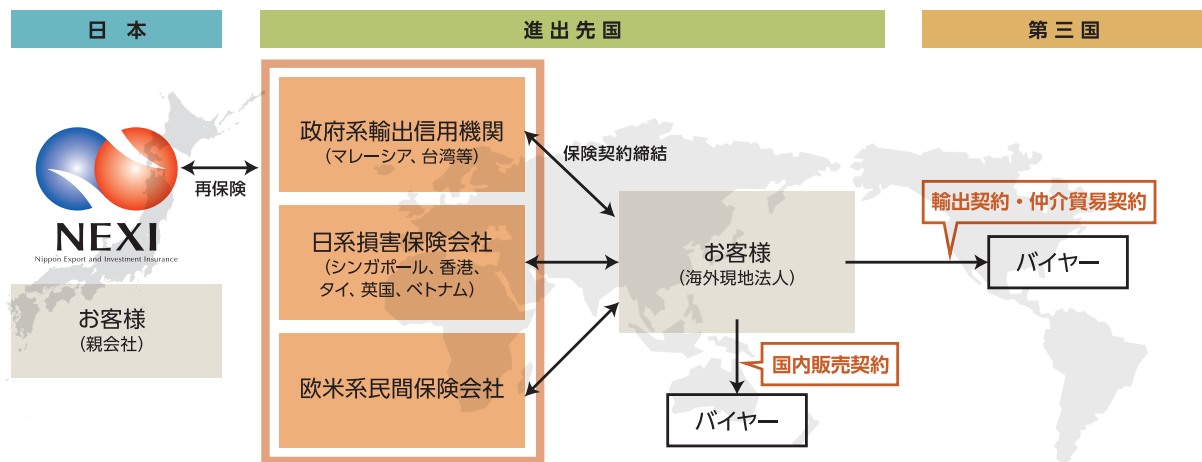
NEXIでは各国の保険業法との関係上、日系海外法人の第三国への輸出などの取引に対する保険を現地で直接引受けることはできませんが、現地損害保険会社からの再保険の形であれば、国内と同等のサービスが提供可能なのではないかと構想から、「海外フロンティング」（現地日系保険会社の元受保険契約につきNEXIが全額再保険を引受ける形態）の仕組みができました。海外フロンティングの第1号は、三井住友海上火災保険株式会社との業務協力により実現した、同社シンガポール法人を元受保険会社とする、日系海外子会社の第三国向け輸出取引

（2010年12月）で、貿易一般保険に準じた商品（旧フロンティング）を提供しました。

その後、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社とも業務提携を行い、2013年度からは、現在の海外フロンティングの主流となっている「新取引信用保険」（新フロンティング）の制度が整備され、海外フロンティングが本格化することになりました。

当初の実施国は、保険業法上で日本への出再に支障のないシンガポールや香港から始まり、同時スタート予定だったタイは、現地当局の許可が遅れたため、2014年度からの販売開始となりました。その後、2016年度には英国、2018年度にはベトナムへと順次対象範囲を拡大していきました。海外フロンティングに対する日系企業からの期待は高く、特に2020年度はコロナ禍の影響もあり、引受件数が対前年比で1.7倍と大きく増加しました。

海外現地法人の取引をサポートする再保険スキーム



※海外現地法人：本邦企業の出資割合が10%以上の外国法人

海外民間損害保険会社との連携

日系損害保険会社以外にも、2013年度にEULER-HERMES（独）、2014年度にCOFACE（仏）、2015年度にAIG（米）、2016年度にHCC（米）、2019年度にMitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) Limited./共同再保険者 MS Amlin、2019年度にCredendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLC（露）

と提携し、欧米の民間保険会社が提供する海外取引信用保険において、高リスク国向けや与信枠の引受キャパシティを補完する形でNEXIが再保険を引受ける体制が整いました。この形態での再保険引受により、NEXIが海外フロンティングを実施していない国で事業展開する日系企業の取引をサポートすることが可能になりました。

国内における損害保険会社からの受再

2014年の貿易保険法改正により、国内の損害保険会社からも再保険を引受けられるようになり、2015年度には各損害保険会社との再保険契約が実現しました。

① 輸出取引のリスク引受

2015年から2016年にかけて、三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社との間で輸出取引信用保険について、リスクの一部をNEXIが再保険で引受ける形の契約を締結しました。

② 海外投資保険への対応

2019年7月の貿易保険法施行令の一部改正により、海外投資保険についても国内の損害保険会社から再保険を引受けることが可能となり、同時に東京海上日動火災保険株式会社との間で、同社が展開する中堅・中小企業向けの海外投資保険をバックアップするため、新たな再保険契約を締結しました。2020年1月には三井住友海上火災保険株式会社、2021年3月にはあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とも同様の再保険契約を締結しました。これにより、海外投資についても中堅・中小企業の海外展開をサポートする仕組みが構築されました。

4 各国輸出信用機関（ECAs）などとの連携

再保険協定の推進

日本企業のグローバル化の進展に伴い、日本企業のリスクヘッジのニーズは複雑化、多様化しています。またバリューチェーンのグローバル化により、日本企業の進出先国の輸出信用機関（ECAs）とNEXIとの協力・連携の必要性は益々高まっています。

NEXIは従来より、海外ECAとの再保険を通じた連携強化に努め、日本企業のリスクヘッジニーズに迅速かつ効果的に応えることにより、日本企業の国際競争力の維持・強化を図ってきました。NEXIは発足以来、17か国のECAとの「One-Stop-Shop再保険協定」を締結してきました。これは、日本企業が外国企業と共同でプロジェクトに参加

する場合に、他国ECAが契約全体のリスクを引受け、当該ECAからNEXIが日本からの輸出部分などのリスクを引受けることを目的としたものです。

具体的には、これまで最も多く利用された再保険協定は、2004年に締結した米国輸出入銀行との再保険協定であり、例えば本協定に基づき米ボーイング社と日本の重工メーカーが国際共同開発を行っているB787他の航空機ファイナンスの再保険引受を数多く行っています。

また近年、日本企業は、アフリカ諸国など、従来貿易保険の引受が少なかった地域や国における事業展開を増やしています。NEXIの引受経験が限られている地域・国々

に係る貿易保険の引受に際して、それら地域・国々について豊富な知見やネットワークを有する国際機関との協力・連携は有効です。具体的にはアフリカや南米地域に強い

MIGAや、アフリカ諸国の案件形成に強みをもつアフリカ関係国際機関との連携を強化しています。

One-Stop-Shop再保険協定締結先一覧（2001年NEXI設立後）

2002年	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	イタリア	2007年	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	スイス
2002年	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	オランダ	2011年	韓国貿易保険公社 (K-sure)	韓国
2002年	ベルギー信用保険会社 (ONDD)	ベルギー	2016年	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	フランス
2003年	ユーラー・ヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES)	ドイツ	2017年	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	チェコ
2003年	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	オーストリア	2017年	英国輸出信用保証局 (UKEF)	英国
2003年	フランス貿易保険会社 (COFACE)	フランス	2018年	カナダ輸出開発公社 (EDC)	カナダ
2004年	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	アメリカ	2019年	タイ輸出入銀行 (EXPORT-IMPORT BANK OF THAILAND)	タイ
2004年	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	フィンランド	2019年	デンマーク輸出信用基金 (EKF)	デンマーク
2005年	オーストラリア輸出信用機関 (EFIC)	オーストラリア	2019年	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK) [改訂]	アメリカ
2005年	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	スペイン			

各国ECAsとのバイ・マルチ会合の実施

NEXIはドイツ、フランス、オーストリア、中国、韓国のECAと原則毎年、定期的に二国間会合（バイ会合）を実施しています。会合では、ビジネストrend、保険商品や組織改正、国際情勢、OECDアレンジメントなどの国際ルール、カントリーリスクや個別セクターの課題など広範な

テーマに係る意見交換を行っています。

また、NEXIはG7、G20およびG12（G7+中、韓、印、露、伯）各国のECAのトップ（日本はNEXI社長）が出席する国際会合に参加しており、左記のような諸問題に係る国際的な協議に貢献しています。

ECA研修

NEXIはこれまで長期にわたり、アジア各国のECAなどの役職員を我が国に招聘して貿易保険研修を実施してきました。これは、アジア地域をはじめとする新興国のECAおよび所管官庁に対して貿易保険実務およびOECD公的輸出信用アレンジメントなどの国際ルールについて研修を実施することを通じ、当該ECAとの協力関係を強化し、もって当該ECA所在地域への日本企業の輸出や投資の拡大を促進するとともに、国際ルールの遵守について積極的な啓発を行うことで国際貿易投資秩序の安定化を図ることを目的とするものです。2016年度までは、経済産業

省貿易保険課（当時）の「貿易保険協力円滑化業務」として毎年度実施されてきましたが、2017年度の株式会社化以後は、NEXIが主催者として本研修を実施しています。

なお、2019年度は、TICADⅦを踏まえ、アフリカ地域の6つの国際機関の実務家を招き、NEXI営業部門との意見交換に加え、日本企業向けの説明会や個別商談を含むワークショップを開催し、その後、個別案件形成など、具体的な成果をあげています。これらの国際機関ではこの研修修了者をスタッフとする「ジャパンドesk」を設置し、日本企業関連の案件形成に役立っています。

5 国際ルール構築への参画

OECDでの活動

OECD (Organization for Economic Co-operation and Development:経済協力開発機構) はフランス・パリに本部を置く国際機関で、EU諸国および日・米をはじめとした先進国を中心に37か国 (2021年1月時点) が加盟しています。マクロ経済動向、貿易、開発援助に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスなどの新しい分野についても加盟国間で分析・検討・提言を行っています。

その活動の一環として、OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用・信用保証部会では、公的輸出信用分野における支援条件を定めたOECD公的輸出信用アレンジメントや環境・社会配慮、反贈賄などの各種問題について

加盟国の間で議論が行われています。同アレンジメントが制定された1978年4月以来、NEXIは経済産業省や国際協力銀行 (JBIC) とともにOECDにおける議論に積極的に参加しています。また2008年には岡田江平NEXIパリ事務所長 (当時) が輸出信用・信用保証部会の副議長に就任し、同会議の運営に貢献しました。

近年、中国に代表される新興国の台頭や企業活動のより一層のグローバル化やビジネス実態の変化など、輸出信用を取り巻く環境は大きく変化しています。これを受け、OECDの場でもアレンジメントの各種条件見直しなどが活発に議論されています。



BUでの活動

BU (Berne Union:ベルン・ユニオン) は、世界各国のECAおよび民間保険会社などが輸出信用保険および投資保険の健全な発展を通じ、貿易・投資を促進することを目的に1934年に設立された非営利団体です。各国の貿易保険機関、取引信用・政治リスク保険を扱う民間保険会社、国際機関で構成され、加盟機関は83機関 (2020年12月時点) に及びます。NEXIは1970年に加盟した通商産業省輸出保険課 (当時) の地位を継承して、活動に参加しています。

BUにおいて輸出信用条件の調整・整備が進められた時期もありましたが、近年は統計データの整備・公表、加盟機関が直面する課題に係る会議を通じた意見交換、ベストプラクティスの共有などを中心に行われています。なおNEXIはBU運営にも貢献しており、2007-08年には今野秀洋NEXI理事長 (当時) がBU議長を務めました。

主要会合としては、秋の年次総会と春の春季会合が開催されます。またBUにはECA委員会、短期輸出保険委員

会、中長期輸出保険委員会、プラハクラブ委員会の4つの委員会が設置されており、NEXIはプラハクラブ委員会を除く各委員会に出席しています。毎年、各委員会が主催するセミナーやワークショップには、NEXIの各部署から関係する職員が参加し、他ECAの経験に学ぶほか、人的なネットワークを構築する機会となっています。なお、2021年の秋季総会でECA委員会の副議長にNEXIの秋田祐一郎企画部次長が選任されています。

また、今野BU議長 (当時) の提唱により、2008年に金融危機への対応として、再保険協力を含む地域の連携強化の観点から、アジア・太平洋地域の貿易保険機関をメンバーとするBU RCG (Regional Cooperation Group) 会合が設立されました。その後、毎年会合を開催し、同地域の貿易保険機関間の相互理解・協力を深めています。NEXIは2008年と2020年にRCG CEO会合を東京においてホスト開催しました。

6 環境社会配慮の取組み

一般にインフラプロジェクト等が実施される際には、その計画段階から操業期間を経て終了するまでの間に発生しうる環境・社会に対する様々な影響（汚染の発生、地域住民への影響など）を適切にマネージしていくことが重要です。公的機関であるNEXIはその責務として、保険契約の対象となるプロジェクトについて適切な環境・社会配慮が行われているか否かを「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」（環境ガイドライン）に従って確認しています。

環境ガイドライン制定に至る背景

1992年の地球サミット（リオデジャネイロ）における「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、輸出信用機関（ECAs）共通の環境配慮の指針を作成すべく、OECDの輸出信用・信用保証部会のECG（Export Credit Group）会合において議論が開始され、2001年11月、償還期間2年以上の輸出信用案件を対象とする指針（OECDコモンアプローチ）が策定されました。この指針を踏まえ、各国ECAは支援に際し、支援対象が環境・社会影響に配慮したプロジェクトであることを確認すること

となりました。

このような国際的議論を踏まえ、通商産業省（当時）では、OECDコモンアプローチの策定に先立ち、2年以上案件（海外事業資金貸付保険、海外投資保険を含んでおり、輸出信用のみを対象としているOECDコモンアプローチよりも広範囲）を対象とする「環境ガイドライン」を2000年4月に制定し、2001年4月に発足したNEXIがこれを引き継ぎました。

環境ガイドライン改正の経過と今後

「環境ガイドライン」は、OECDなどの国際的議論の動向などを踏まえつつ、同様の環境ガイドラインを有する国際協力銀行（JBIC）と協働し、産業界、NGO、有識者などの意見を幅広く聞きながら改正を重ねてきました。2003年10月には環境ガイドラインの遵守を確保するための異議申立制度を施行し、また、原子力発電関連プロジェクトに関するプロジェクト実施国における適切な情報公開に配慮すべく2018年4月には環境ガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」を策定しました。こうした改正を重ねてきた「環境ガイドライン」に基づき、多くの関係者の協力も頂きながら行ってきた環境社会配慮確認の結果、NEXIが支援したプロジェクトに特段の環境影響を生じる事故などはこれまで発生していません。

NEXIでは概ね5年毎に「環境ガイドライン」の見直しを

実施してきましたが、2021年にもまた新たな改正作業を開始しています。NEXIは今後も、その支援するプロジェクトにおいて適切な環境社会配慮がなされるよう取り組んでいきます。

環境ガイドラインの制定・改正などの経過

2000年 4 月	環境ガイドライン制定
2002年 4 月	環境ガイドライン改正 (実施：2003年10月)
2009年 7 月	環境ガイドライン改正 (実施：2009年10月)
2015年 1 月	環境ガイドライン改正 (実施：2015年 4月)
2017年12月	原子力情報公開指針制定 (実施：2018年 4月)

7 NEXI発足後の主な経済・社会危機対応

NEXIは、貿易保険事業を担う公的機関として、お客様に安心を提供することにより、日本企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けることを目的としています。

NEXI発足以来、世界中で様々な経済・社会危機が発生してきましたが、NEXIでは、危機発生時においても日本企業の円滑な対外取引が継続されるよう、その時々々の経済・社会状況を踏まえ、様々な取組みを行ってきました。

2003年 ● SARS蔓延

- 2002年末に中国南部広東省で非定型性肺炎の患者が報告されたのに端を発し、北半球のインド以東のアジアとカナダを中心に重症急性呼吸器症候群（SARS）が蔓延しました。NEXIはこの時にはじめてSARSという感染症による事業休止・事業継続不能を「自然現象による災害」として、海外投資保険のてん補対象であることを明確にしました。これが2020年以降の新型コロナ禍への対応に繋がりました。

2008年 ● 金融危機（リーマンショック）

- 海外で事業を行う日系子会社の資金調達ニーズをサポートするため、海外事業資金貸付保険の付保対象を、海外子会社に対する「1年以上の運転資金」へ拡大した上、危機対応として約1兆円規模の引受を行いました。
- 危機発生下にあって、各国輸出信用機関（ECAs）との協力ができるよう、貿易保険ネットワークを拡充し、再保険・協調保険ネットワークを強化しました。

2011年 ● 東日本大震災

- 日本で生産される食品などが、放射能汚染されているとの風評被害を受けて、貨物の仕向国や事業国において輸入の制限、禁止などが行われたことにより、輸出者に損失が生じた場合を保険のてん補対象としました。

2020年 ● 新型コロナウイルス（COVID-19）蔓延

- 2020年の初めから新型コロナウイルスの世界的蔓延が始まり、多くの犠牲者を出すのみならず、世界の経済・貿易・投資にも甚大な被害を与えています。
- 今回の危機対応にあたり、NEXIでは以下の6つの基本方針のもと、日本企業のコロナ危機による損失のカバーおよび貿易投資支援を積極的に行っています。
 - ▶ 輸出保険、投資保険、融資保険ともに、新型コロナウイルス感染症拡大による損失についても、保険金の支払対象であることを明確にしました。
 - ▶ 投資保険において、新たに国境を越えたサプライチェーンリスクもカバーすることとしました。すなわち、投資先とは別の国にある部品調達先や販売先が新型コロナウイルスの影響を受け、投資先が1か月以上事業休止した場合もその損失をカバーします。
 - ▶ 輸出先や投資先で既に新型コロナウイルスの感染が拡大していても、保険加入を可能としました。
 - ▶ 海外子会社から第三国への輸出・投資リスクも、各国輸出信用機関（ECAs）との再保険やフロンティングによりカバーします。
 - ▶ 海外で事業を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、融資保険を活用した運転資金調達を支援しています。引受総枠は1.5兆円です。
 - ▶ 日本政府の要請に基づくマスクや手袋、防護服といった医療関連物資の輸入について、前払輸入保険の引受基準を緩和して引受けています。

8 業務のデジタル化の推進

Webサービスの提供と機能強化

NEXIがWebサービスの提供を開始したのは2006年12月、NEXI独自の貿易保険業務システム「SPIRIT ONE」の稼働と同時です。当初のWebサービスメニューは、台帳型の保険申込、個別保証枠申請、決済・枠戻通知、危険発生通知・損失発生通知、入金通知、環境スクリーニングフォーム申請、保険料試算、情報照会（海外商社格付、保険契約、事故概要）でした。

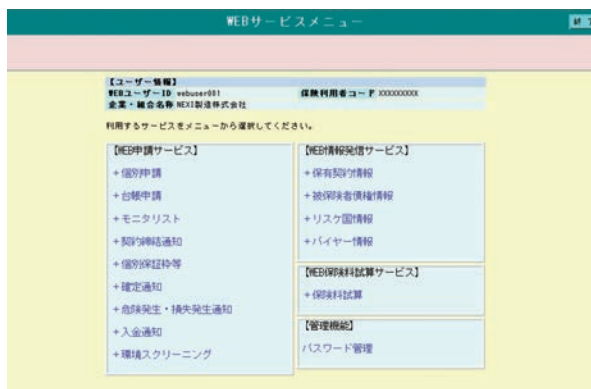
2015年7月、株式会社化を前に更なる利便性向上とサービス内容の拡充を図るため、Webサービスのリニューアルを行いました。Webサービスの機能拡充にあたっては、NEXIの業務プロセスの効率化を徹底するとともに、次の3点の実現を図りました。

お客様の負担軽減	各種申込のWeb化を通じ、申込時の代表者印の削減、エビデンスレス化の拡充、入力情報の簡素化を実現
インターフェースの拡充	お客様への「お知らせ」機能や、申込手順の進捗が確認できる「Web申込状況照会一覧」を新設
セキュリティの強化	Web機能の強化に伴って参照対象となった重要情報を適切に保護するため、通常のログインID・パスワードに加え、ワンタイムパスワード機能を新設

そして、次の4回に分けてサービスの機能強化を図りました。

2015年 7 月	✓ 保険利用者登録・変更、Webサービス利用登録、WebユーザーID情報登録・変更、銀行口座登録 ✓ 海外商社に関する手続（登録・変更・スリーピング候補バイヤー解除）、信用調査報告書のNEXI取得申込
2015年11月	✓ 貿易一般保険（個別保険）の新規申込・内容変更通知手続 ✓ 個別保証枠確認、決済・枠戻手続 *（リニューアル） ✓ 貿易一般保険（船積後）の事故に関する手続 *（リニューアル）
2016年 3 月	✓ 中小企業輸出代金保険の新規申込・事故に関する手続
2017年 2 月	✓ 企業総合保険の期中登録および期中限度額設定・変更、特約年度更新の手続

2006年当時の顧客別トップページ



現在の顧客別トップページ



ホームページの充実

NEXIの公式ウェブサイトは独立行政法人NEXI創設と同時に2001年に開設されました。当時はWEBでの保険手続システムもなく、また、貿易保険機構との統合前のため、掲載情報は現在のウェブサイトと比較して非常にシンプルで、貿易保険の制度紹介が中心でした。

2006年のWEBサービスの開始などのサービスの拡充に伴い、保険手続の紹介などコンテンツを追加していきました。その後、毎年「お客様アンケート」などを通じて寄せられたお客様からのご意見も踏まえて、2010年には初めて抜本的なリニューアルを実施し、デザインを一新しま

した。必要な情報を簡単に入手できるようウェブサイトの顔であるトップページのレイアウトを大きく変更し、また、中堅・中小企業による貿易保険の利用を促進するため、特設ページを設けるなどのリニューアルを実施しました。

その後も常に必要な情報を分かりやすく提供できるように定期的に見直しを行い、2015年には全体デザインを一新、2017年、2019年にはトップページをリニューアルしました。

2001年当時のホームページ



2010年当時のホームページ



現在のホームページ



多様な働き方の推進

NEXIでは2018年4月、看護・介護、疾病などの事情から1か月以上出社に制約がある職員を対象として在宅勤務制度を導入しました。2020年4月には、新型コロナウイルス感染症の蔓延により緊急事態宣言が発出されたことを受け、感染拡大防止の観点から在宅勤務の対象を全職員に拡大しました。緊急事態宣言発令中は、原則在宅勤務とし、出社が必要な職員は部長などの承認を得る運用としました。2020年9月には内部規則を改正し、全職員を対象とした在宅勤務制度を恒久化しました。

また、対象者の拡大により、在宅勤務のためのIT環境の整備が急務となったことから、在宅用端末の調達、Web会議システムの導入、電子決裁システムの導入、全職員へ

のスマートフォンの貸与・内線化などを短期間で行いました。2020年4月の緊急事態宣言発令当初は在宅用端末をローテーションで貸し出していましたが、1か月程で全職員への在宅用端末の貸与、その後、派遣職員への貸与も実現しました。また、自宅のWifi環境などが十分でない職員への支援として、Wifiルータおよび大型ディスプレイを貸し出しています。さらに、保険利用企業の在宅勤務にあわせて、従来は郵送していた各種書類を電子媒体（PDFなど）にてメールで送付する対応を開始しました。

このようにコロナ禍のなか在宅勤務が求められる状況においても、事業を継続できる環境を短期間で構築しました。

貿易保険制度の変遷

1 貿易保険法改正

2014年貿易保険法改正

2013年のアルジェリアにおけるテロ事件発生を受け、日本企業の安全確保のために国が果たすべき役割を経協インフラ戦略会議において検討した結果を踏まえ、また、日本企業の産業競争力をさらに強めるために、貿易保険制度の改正によりNEXIの機能が強化されることとなり、2014年4月に「貿易保険法の一部を改正する法律」が国会で可決され、10月1日に施行されました。

主な改正内容

保険種の整理統合

(普通貿易保険／貿易代金貸付保険など)

法定保険種の統廃合が行われ、従来の「普通輸出保険」「輸出代金保険」は「普通貿易保険」となって輸出契約、供給契約、仲介貿易契約、技術提供契約を対象とし、パイアーズ・クレジットの民間銀行融資部分に係る保険（債務保証を含む）は「貿易代金貸付保険」として分離・独立させることになりました。

国内における技術提供への付保

貿易保険の対象となる技術提供契約は、技術等の提供を海外において行うものに限定されていましたが、本改正によって、契約相手先が外国政府、外国法人または外国人であれば、日本国内での技術提供等についても貿易保険の対象とすることとしました。

出資外国法人等貿易保険の創設

(出資外国法人等普通貿易保険／海外投資保険)

「出資外国法人等」（本邦法人の出資やその他の継続的な経済関係を有する外国法人等）による輸出・国内販売・出資などに付保することができるようになりました。

海外投資保険の保険金規定の簡素化

投資先企業の事業休止に係る損失に対する保険金支払の要件である「3月以上の事業休止」を「1月以上の事業休止」へ変更し、保険事故の認定基準を緩和しました。（政令）

従来は保険金算定において、元本および不動産に関する権利については、「保険事故直前の評価額または取得のための対価の額のいずれか低い金額から保険事故発生直後に評価した額を減じた金額」、送金不能に係る損失については、「送金不能額または取得のための対価の額のいずれか低い金額」、破産に係る損失については、「元本の

取得のための対価の額または配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額」が基本となっていました。

本改正では法律の規定を簡素化してNEXIにおいて柔軟な保険設計および保険金算定が可能となるように「保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額」と規定しました。

海外事業資金貸付保険の拡充

海外事業資金貸付保険の対象は長期の事業資金貸付に限定していましたが、短期資金も対象とすることとしました。

また、同保険の対象は本邦人または本邦法人の行う事業資金貸付に限定していたところ、外国金融機関による融資等であっても付保可能となりました。対象事業は省令で定められ、資源獲得案件など日本裨益（JL:ジャパンインタレスト）が求められています。

本邦法人からの再保険引受

従来より、海外の国際機関や民間保険会社が元受となる保険契約については再保険を引受けること（受再）が認められていたところ、国内保険会社からの受再についても新たに対象としました。

船積不能認定期間の短縮

非常事由の発生により、契約で定める船積期日から2月を経過する日までに貨物を販売・賃貸することができなかったことによる損失をてん補対象としていたところ、保険契約で定める期間を経過した日までに輸出することができないことをもって保険事故とし、速やかな転売によって転売時までに陳腐化し商品価値が毀損することを回避可能としました。

債務履行遅滞認定期間の短縮

輸出契約、融資契約および前払輸入契約等の債務不履行認定期間として「3月以上」と規定されていたところ、保険契約で定める債務履行遅滞認定期間をもって保険事故とする旨を規定することで、担保価値の毀損を回避して、回収の最大化を図ることを可能としました。

普通貿易保険における増加費用のてん補

プラント建設地における戦争、革命、内乱（テロ）の発生によって輸出時期が遅れる、またはプラント建設が中断する等の場合に、輸出者等が新たに負担する費用について、新たに貿易保険の対象としました。アルジェリアのテロ事件を受けての措置です。

2015年貿易保険法改正

2013年12月の閣議決定「独立行政法人等に関する基本的な方針」において、「各法人の業務類型の特性を踏まえたガバナンスを整備する」との観点から、独立行政法人日本貿易保険については、以下のように定められました。これを踏まえて、貿易保険法の改正が2015年7月に国会で可決され、2019年4月1日に施行されました。

- (1) 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行すること。
- (2) 貿易再保険特別会計は2016年度末までに廃止し、その資産および負債は本法人に承継すること。
- (3) 貿易再保険特別会計の廃止に伴い、政府保証等の必要な措置を講ずること。これらを踏まえ、必要な措置を講ずるほか、貿易保険の充実を図るための措置を講ずること。

主な改正内容

NEXIの全額政府出資の特殊会社化

NEXIを株式会社とし、政府は常時NEXIの発行済株式の総数を保有することとなりました。

再保険制度から履行担保制度への移行

貿易再保険特別会計を廃止して、貿易保険に関する経理をNEXIに一元化するとともに、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合には政府が必要な財政上の措置を講ずること（履行担保制度）となりました。

国との一体性の確保

NEXIの保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べること（大臣意見照会）となりました。

貿易保険制度の充実

① 海外事業資金貸付保険の対象拡大

航空機のリース事業等を想定し、外国法人または外国人が本邦内で行う事業を新たに海外事業資金貸付保険の対象に加えました。

② 融資保険における貸付金の範囲の拡大

従来は保険の対象が「貸付金債権等」の元本または利子のみであったところ、「貸付金債権等の元本若しくは利子その他の付帯の債権で政令で定めるもの」とし、政令において具体的に、遅延損害金、担保権移転のための登記費用等が定められました。

③ 普通貿易保険のてん補事由の拡充

船積前に契約相手方から契約を一方的に破棄されることにより被る損失でてん補に係る契約相手方については、従来は外国政府等に限定されていたところ、民間の外国法人にまで拡大しました。

2 貿易保険制度の改正

輸出系保険種の主な制度改正

1. 輸出系保険の種類の拡大等

① 包括保険

貿易保険の主力商品である貿易一般保険は、商品別の輸出組合を保険契約者とし、その組合員企業を被保険者とする「組合包括保険」を主力として発展してきました。2001年のNEXI設立後、2007年の自動車工業会の包括保険利用の停止、電線輸出組合の解散、2009年の繊維輸出組合および、2012年の化学品組合の包括保険利用停止等を経て、2021年4月現在、設備財3団体（日本機械輸出組合、鉄道システム輸出組合、船舶輸出組合）、消費財3団体（日本鉄鋼連盟、線材製品協会、特殊鋼倶楽部）がそれぞれ組合包括保険を利用しています。

また、個々の企業ごとに包括保険特約書を締結する保険商品として、貿易一般保険の「企業総合保険」と「技術提供包括保険」に加えて、2010年には保険申込の事務負担を軽減した新たな保険商品である「簡易通知型包括保険」を創設しました。2021年4月現在の包括保険のラインナップは以下のとおりです。

保険約款	契約方式	商品種別
貿易一般保険	商品組合別	消費財包括保険
		設備財包括保険
	個別企業別	技術提供包括保険
		企業総合保険
簡易通知型包括保険	個別企業別	簡易通知型包括保険

包括保険制度においては、利用者の利便性向上を図るため、様々な制度改善を実施してきました。主な経緯は以下のとおりです。

2005年

- 家電量産品（パソコン、携帯電話、プリンター等）を付保義務対象から除外

2007年

- 組合包括保険において付保選択制を導入（各輸出組合の組合員企業は、NEXIの組合包括保険を利用するか否かを選択可能）
- 先進国・子会社向け取引を付保義務対象から除外

2008年

- 国カテゴリーを選択して子会社向け取引を付保義務対象から除外するオプション制度を導入
- 化学品・鉄鋼組合包括保険において非常危険の付保率を30%から60%に引き上げるとともに、信用危険をてん補しないこととし、小規模の増額について手続不要で自動てん補する制度を導入
- 企業総合保険において、特約期間途中の支払限度額の増額対応をEF格まで拡大

2014年

- リスクが相対的に低い円借款・無償援助にて決済される案件および100%前受金の取引を付保義務対象から除外するオプション制度を導入

2016年

- PU格バイヤー向けの取引に係る信用料率を廃止
- 企業総合保険において、EF・EMバイヤーに対する暫定限度額の2倍超の支払限度額設定に係る割増料率を廃止
- 完工後、契約金額の10%に満たないリテンション等のみが未決済となっているケースにおける内容変更等通知義務を緩和（さらに2020年には、10%の要件を廃止する緩和を実施）

2017年

- 企業総合保険および簡易通知型包括保険の利用にあたって求められていた、「年間3億円以上の取引の実績またはその見込みがあり、かつ対象国および契約相手方について一定のリスク分散がなされていること」との従来の要件を緩和して、契約相手方のリスク分散について、個別に取引等の状況を勘案の上で、同保険の適用可否を決定することに変更

2018年

- 従来は、設備材包括保険の一般案件、消費財包括保険および企業総合保険の証券型案件の保険申込の際には輸出契約書等のエビデンスの提出が必要であったが、エビデンスの提出を不要とする手続簡素化を実施（エビデンスレス化）

2019年

- 貿易一般保険包括保険におけるオプションの内容をより充実させるべく、コンソーシアム案件における個社単位での選択を可能とし、100%仲介案件への対象拡大などを実施

2 個別保険

従来からの貿易一般保険の個別保険（輸出契約ごと契約する方式）に加え、新たな商品が開発され、2021年4月現在のラインナップは以下のとおりです。

保険約款	対象取引	対象	特 徴
貿易一般保険 （個別保険）	輸出、 仲介貿易、 技術提供	船前、船後、 増加費用	・一契約ごとの保険 申込
限度額設定型 貿易保険	輸出、 仲介貿易	船前、船後	・支払限度額を設定 し、一年間の全対象 取引を自動的に対 象とする
中小企業・ 農林水産業 輸出代金保険	輸出	船後のみ	・一契約ごとの保険 申込 ・利用者要件あり
輸出手形保険	輸出 （買取手形）	船後のみ	・被保険者は買取銀行

各商品の開発経緯は以下のとおりです。

2002年

- 「限度額設定型貿易保険」（通称：メーカー保険）を創設し、製造業向けに提供を開始
- 特定のバイヤーとの継続反復取引について、貿易一般保険個別保険よりも割安な保険料での保険付保を可能とした（さらに2006年度以降、製造業以外のユーザーも利用可能に）

2003年

- 知的財産等のロイヤリティー等をてん補対象とした「ライセンス保険」を創設し、海外の取引先からのロイヤリティーの支払不能について保険カバーを開始（貿易一般保険の一形態）

2005年

- 中小企業の海外市場でのチャレンジを支援するため、中小企業の専用商品として「中小企業輸出代金保険」を創設

2016年

- 農林水産業者の海外展開支援を目的として、中小企業輸出代金保険の利用対象者を農業協同組合（JA）・全漁連（JF）等の農林水産事業者へ拡大し、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」として販売を開始

2. 貿易一般保険の保険料体系の変更

NEXI創設以降、貿易一般保険の保険料体系については、2004年および2007年に2回の大きな改正が実施されるなどにより、現在に至っています。保険料率に関する主たる改正の経緯は以下のとおりです。

2004年

- 統一的な保険料計算方法の導入や計算方法の簡素化等を目的として、新保険料体系を導入

2005年

- Aカテ国料率の引下げを実施

2007年

- 付保選択制導入に伴い、料率体系をそれまでよりも各リスクファクター（保険責任期間、国カテゴリー、バイヤー格付等）と相関性の高いものに改め、リスクの高い取引の料率はより高く、リスクの低い取引の料率はより低く設定することとし、現在も適用されている保険料体系の基本的な考え方を導入

2008年

- 設備材包括保険、技術提供包括保険、企業総合保険における基本料率、オプション特約（支出費用特約、フルターンキー特約）の料率の20%引下げを実施
- 設備材包括保険から企業総合保険に切り替えを行う場合のリザルト適用について、設備材包括保険を直前3年程度継続して利用している場合は、直近の損害率をもとに、企業総合保険の保険料率について利用初年度から割引・割増を適用
- 外貨建特約割増保険料を27%から10%に引下げ

3. その他の商品改善、てん補範囲の拡大

貿易取引の多様化・複雑化や新たな保険ニーズを踏まえ、貿易保険の対象取引の拡大やてん補範囲の拡大などの商品改善を以下のとおり実施しました。

① SPC向け契約に対する信用てん補

EPC契約等の対象プロジェクトにおいてプロジェクトファイナンスによる資金調達等が行われる場合に、契約相手方が新設SPC（特別目的会社）となるケースが増加しているところ、そのようなスキームにおける信用事由の発生による損失補てんを行うべく、以下のような制度の創設・改善を実施しました。

2003年

- 保険金額が50億円以上のSPC向け案件について、個別審査の上で、貿易一般保険（個別保険）において信用事由による損失をてん補する制度を導入（付保率50%、料率は個別保険料率の2倍）

2007年

- 上記制度を包括保険にもオプションとして導入し、付保率上限の引上げおよび料率の引下げ（個別保険ではなく包括保険料率の2倍を適用）を実施

2008年

- 本制度の適用対象を保険金額50億円以上の案件から25億円以上の案件へと拡大

2016年

- 本制度の適用対象を保険金額25億円以上の案件から10億円以上の案件へと拡大（本制度の要件として、SPCのスポンサー企業による支払保証等の取得に加えて、「NEXIが対象プロジェクトに対するファイナンスに関与していること」という条件を追加）

2020年

- スポンサー企業による支払保証を取得する場合について、保険料率を引下げ（スポンサー企業のバイヤー格付の2倍料率を同1倍料率へ）

② 日本企業の海外拠点等を通じた取引に対するてん補の拡大

日本企業の国際的な事業活動を支援するため、貿易一般保険の対象取引を拡大しました。

2004年

- 輸出者が事業地国に設立した100%出資のSPCを経由する契約スキームのプラント案件について、実質的に輸出者から最終需要者への一つの輸出取引とみなして、最終需要者の信用リスクをてん補する制度を導入（個別保険での引受）

2009年

- 海外支店による取引およびストックセールス（販売国向けに輸出した後で現地企業との間で販売契約を締結する取引）への保険適用

2010年

- 海外子会社経由取引スキームへ保険適用を拡大し、日本企業の海外の販売拠点を通じた取引に伴うリスクをてん補

2020年

- 手続簡素化のため、「みなし内諾」の適用を開始（同一商流の子会社経由取引、ストックセールス、海外支店による取引）

3 新たな増加費用保険の特約創設

2015年

- プラント等増加費用保険特約を創設し、テロ・戦争等による建設中断などの場合に新たに負担する費用について保険カバーを開始

4 船積後非常危険100%オプションの創設

2017年

- 質の高いインフラパートナーシップの実現に向けた取り組みとして、船積後非常付保率100%オプションを創設

5 民間バイヤーの船積前契約キャンセルをてん補する特約の創設

2017年

- 設備財包括保険および技術提供包括保険のオプションとして、民間バイヤーの船積前契約キャンセルをてん補制度を創設し、EE・EA格バイヤーによる契約キャンセルに係る船積不能リスクについて、てん補開始

4. 中小企業、農林水産業者の海外進出支援

重要な政策対応の一つとして、中小企業および農林水産業者の海外進出に対する支援のための様々な貿易保険制度の整備を順次行ってきました。主なものとしては以下のとおりです。

2005年

- 中小企業輸出代金保険を創設

2008年

- 中小企業を対象として、1社あたり3件までバイヤー調査費用の無料化を実施
(2015年4月には1社あたり8件までに拡大)

2009年

- 債権買取の円滑化を推進し、中小企業の事業資金確保を支援すべく、貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権について、金融機関向け譲渡後の回収義務等

を免除

2010年

- 株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と協力し、貿易保険が付保された輸出代金債権を担保として、中小企業に対して優遇金利で融資を行う仕組みを構築

2012年

- 中小企業輸出代金保険について、保険料率の引下げ、契約金額上限の引上げ、中堅企業への対象拡大などの商品改善を実施

5. その他

1 温室効果ガスの排出低減への取り組み

日本の省エネ・新エネ技術の移転による温室効果ガスの排出低減に貢献する取り組みの一環として、2008年7月に「地球環境保険」を創設しました。温室効果ガスの排出低減に資する設備・機器に係る輸出について、非常危険につき付保率100%での引受が可能となりました。

2 質の高いインフラパートナーシップ

2015年の国による「質の高いインフラパートナーシップ」の表明を踏まえ、上述の2016年の包括保険の改正事項に加えて、技術提供オプションの要件緩和、フロンティングとの重複付保義務緩和を行いました。

3 国際ルールへの順守

日本政府傘下の政策実施機関として、NEXIの輸出系保険の制度に対して様々な国際ルールの順守が求められています。NEXI創設後の主な対応としては以下のとおりです。

2007年

- 中長期保険における贈賄に係る対応を短期保険種にも適用拡大

2017年

- WTO「農業に関する規定」に係る閣議決定（2015年）により、決済期間または償還期間が18か月を超える農産品輸出取引および同取引のための貸付取引に対する公的輸出信用の供与が2017年12月から禁止されることになったことを受け、該当する取引を引受対象から除外

2018年

- OECD閣僚理事会において「公的輸出信用と持続可能な貸付に関する勧告」が採択され、起算点から決済期限または償還期限までの期間が1年以上である低所得国の公的セクター向け案件の引受が制限されたことを受け、該当する取引を引受対象から除外

融資保険（貿易代金貸付保険・海外事業資金貸付保険）の主な制度改正

1. 信用保険料率・付保率

「貿易保険50年のあゆみ」（2001年3月、財団法人貿易保険機構）には、1990年からの10年間の中長期案件の特徴として、「L/G原則」から「Non-L/G」への流れ、特にプロジェクトの事業主体の信用力、あるいはプロジェクト自体の収益・採算性を基礎として、これに様々なセキュリティを組んで信用供与を行う方式が増加したことがあげられています。特に、プロジェクトの資産やそれに係る契約上の諸権利を担保として、プロジェクトから生じるキャッシュフローを返済原資として所要資金を調達する、いわゆる「プロジェクトファイナンス」がその典型であると記載されています。

NEXIの設立にあたっては、このような複雑・高度なリスクへの対応に必要な財務、会計、国際ファイナンス、法務などの専門知識を要する人材を確保して、こうした案件の引受に積極的に対応していくことをその狙いの一つとしていました。また、リスクを反映した信用保険料率体系の整備、信用危険の付保率の引上げ等を図っていくことが当時の課題とされていました。2001年のNEXI創設以降もこの流れは続き、L/G案件（借入金の返済について政府あるいは一流銀行の支払保証を取る案件）は件数としては少なくなり、主流となったコーポレート案件やプロジェクトファイナンス案件をあえてNon-L/G信用案件と呼ぶこともなくなってきました。NEXIの重要な課題の一つであった中長期信用危険付保率、料率の変遷は次のとおりです。

① 信用料率

2001年

- バイヤーズ・クレジットおよび海外事業資金貸付保険について、ソブリンおよび銀行保証以外の案件について

は、従来、一律の信用料率（年率0.5%）を適用してきたところ、借入人、プロジェクトの信用リスクおよび回収可能性を審査して、そのリスクの多寡に応じて4段階に設定（0.3%、0.5%、0.7%、0.9%）

2003年

- バイヤーズ・クレジットおよび海外事業資金貸付保険について、4段階の信用料率区分に新たに年率換算0.1%を加え、5段階に変更（0.1%、0.3%、0.5%、0.7%、0.9%）
※下線部分が追加分

2007年

- 海外事業資金貸付保険の信用料率をリスクに応じてメリハリのある料率体系に変更（0.05%、0.3%、0.7%、2.0%、5.0%）
- 海外事業資金貸付保険の非常料率をA-Fカテゴリー一国に対して30%引下げ（G,Hカテゴリーは据置）

2009年

- 海外事業資金貸付保険の信用料率区分に新たに年率換算0.5%と0.9%を加え、7段階に変更（0.05%、0.3%、0.5%、0.7%、0.9%、2.0%、5.0%）
※下線部分が追加分

2012年

- 海外事業資金貸付保険の信用料率区分に新たに年率0.4%を加え、7段階から8段階に変更（0.05%、0.3%、0.4%、0.5%、0.7%、0.9%、2.0%、5.0%）
※下線部分が追加分

2 付保率（非常危険／信用危険）

2001年

- 原則50%であった信用危険付保率について、借入人と相手国政府との関係に応じて、付保率の上限を設定

コーポレートファイナンス案件	80%上限
プロジェクトファイナンス案件	75%上限
純粋な商業案件(変更なし)	50%上限

2002年

- バイヤーズ・クレジットのソブリン向け案件の非常危険付保率を100%とし（通常は97.5%）、信用危険についても実質的に100%てん補（ソブリン特約）とし、それ以外の信用危険付保率を原則95%に設定

2003年

- 海外事業資金貸付保険のソブリン向け案件についても、信用危険について実質的に100%てん補に変更（ソブリン特約）
- 海外事業資金貸付保険の信用危険付保率の上限を95%に変更（借入人に対するエクスポージャー、モラルハザードを勘案し決定）
- 一流銀行保証案件の信用危険付保率を90%から95%に引上げ

2004年

- 海外事業資金貸付保険の信用危険付保率を原則90%とし、案件の政策的意義、案件格付（信用力）を勘案し、上限95%まで引上げ

2009年

- 民間金融機関が国際協力銀行（JBIC）との協調融資の形でバイヤーズ・クレジットを供与する案件で、NEXIがカバーする民間金融機関分が優先して償還される案件の付保率を非常危険・信用危険ともに100%に引上げ（通常は非常危険97.5%、信用危険95%）

2010年

- 2009年のバイヤーズ・クレジットに係る付保率引上げに続いて、海外事業資金貸付保険の付保率も同様の条

件で100%に引上げ

2016年

- バイヤーズ・クレジット、海外事業資金貸付保険の非常危険付保率を原則100%に引上げ（改正前は97.5%）

2. 国の政策に基づく対応・新たな保険商品の導入

1 アジアボンド

2003年、日本政府が推進する「日ASEAN経済連携イニシアティブ」の一環として、ASEANに進出している日系企業が発行する現地通貨建の社債に対して本邦法人が行う保証を海外事業資金貸付保険の対象とする制度を創設しました。また、タイバーツを外貨建対応の通貨として追加、非常保険料等の割引を実施しました。

本スキームを活用して、タイの日系自動車企業の現地通貨建の社債や電力事業を行う日系SPCが発行する現地通貨建の社債については海外事業資金貸付保険を引受けました。

2 資源・エネルギー総合保険の導入

2005年、資源獲得を巡る国際競争の激化に対応して日本企業の海外における資源開発や権益取得を支援することが求められたことから、「資源・エネルギー総合保険」を創設しました。日本企業による石油・天然ガス、鉱物資源などの権益取得、引取に係るプロジェクトに対する貸付については海外事業資金貸付保険の非常危険付保率を100%（通常は97.5%）、信用付保率を97.5%（通常は90%）としました。また、保険料率は、通常よりも低く設定（原則として、先進国一流銀行内にEscrow Accountが開設されることが条件）するとともに、一元窓口として営業第2部内に資源エネルギー総合保険チームを設置しました。

本制度導入以降、東南アジア、北米、南米、アフリカ等において天然ガスや鉱物資源の引取を目的とした様々なプロジェクトを支援し、日本の資源確保に貢献しています。

3 2009年12月、国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に係る取組み

<主な取組み内容>

- i) **運転資金支援**:リーマンショック後の金融危機の中で資本市場やコマーシャルペーパーでの資金調達が困難となり、相対的に健全な民間金融機関においても、健全性維持の観点から急増する貸出要請に十分に答えられない状況下、海外の日系子会社向けの運転資金融資に対してNEXIが保険カバーを提供することにより、民間金融機関による貸出を可能とし、日系子会社の資金需要に応えたものです。2009年度だけで約5,000億円を引受け、実施の際に導入された日本企業の親会社保証による保険料割引は恒久化されました。
- ii) **協調融資案件の100%カバー**:民間金融機関が国際協力銀行（JBIC）との協調融資の形でバイヤーズ・クレジットを供与する案件において、民間金融機関分が優先して償還される場合の付保率を非常危険・信用危険ともに100%としました（通常は、非常危険97.5%、信用危険95%）。2010年には、海外事業資金貸付保険の付保率も同様の条件で100%とし、パッケージ型インフラ輸出への取組みを強化しました。

4 地球環境保険・環境イノベーション保険の導入

2008年、省エネ・新エネ技術移転等により温室効果ガス排出削減に貢献する案件に適用する地球環境保険を創設し、非常危険付保率を97.5%から100%に引き上げました。

2009年度はカザフスタン共和国のウラン開発用工場建設案件やベトナム植林事業案件など計5件について本保険を引受けました。その後、2015年には貸付保険の非常危険付保率が原則100%に引き上げられましたが、2019年に新たに導入された環境イノベーション保険においては、信用危険付保率も97.5%に引き上げました。

5 アフリカ投資促進総合保険の創設

2015年、日本政府が主導するTICAD（アフリカ開発会議）Ⅶにおいて、官民一体でのアフリカ支援を実現するため、NEXIはアフリカ投資促進総合保険の創設を発表し、アフリカにおけるプロジェクト向けの融資については海外事業資金貸付保険の非常危険付保率を100%としました（通常は97.5%）。

6 2015年5月、国の「質の高いインフラパートナーシップ」に係る取組み

<主な取組み内容>

- i) **米ドル建保険特約の創設**:保険金受取時の為替リスクを回避するため、保険料の支払および保険金の受取を米ドル建にて行うことを可能とする特約を創設しました。
- ii) **金利スワップ保険特約の創設**:金利スワップ契約の解約時に被保険者が被る損失を海外事業資金貸付保険（保証債務）でカバーする特約を創設しました。
- iii) **貸付保険の非常危険付保率を原則100%に拡大**:2年以上の貸付保険について、非常危険付保率を97.5%から原則100%に引き上げました。
- iv) **サブソブリン向け案件対応**:借入人が外国の地方公共団体、公営企業の場合の引受条件を明確化しました。
- v) **ミニパームに対応する引受**:リファイナンスを前提としたファイナンス形態である「ミニパームローン」に対する貸付保険契約について、保険料を二分割納付する場合の2回目の納付期限を緩和しました。
- vi) **バイヤーズ・クレジットの保険料の取扱**:融資対象にNEXI保険料を含めることを可能としました。

7 [LEADイニシアティブ] の創設

第2章「1. 国の政策とNEXIの対応」参照

3. 外貨建対応・割増等

OECDでは、各国のバイヤーズ・クレジットの料率が異なることから生じている貿易歪曲効果を排除し、またWTOが要請するBreak-even（収支相償）原則を達成するため、1997年に保険料設定のためのガイディングプリンシプルが合意され、1999年から実施されました。これに伴いNEXIの保険料率体系も整備され、原則として一括前払で保険料を支払う方式に変更されました。

他方、外貨建・変動金利条件で貸し付ける場合には、従来、為替・金利リスクを回避する要望が強く、以下のとおり特約で対応することとし、割増料率を適用していました。

対応特約名	特約でん補リスク	割増料率
外貨建対応特約	L/A締結時の為替レートの2倍までの為替変動をカバー	27.0%
変動金利特約	金利を最大20%までカバー	21.2%
外貨建・変動金利特約	上記両方のリスクをカバー	28.9%

その後、年払で保険料を徴収していた海外事業資金貸付保険についても、2005年に原則一括前払方式に変更し（劣後ローン特約は除く）、現在では、米ドルとユーロに関しては割増料率が廃止され、変動金利に係る割増料率も廃止されています。

2021年4月現在外貨建対応方式は以下の21通貨に適用可能であり、米ドル、ユーロ以外は10%の割増保険料が適用されています。

アメリカ合衆国 ドル USD	英国 ポンド GBP
カナダ ドル CAD	オーストラリア ドル AUD
中華人民共和国 人民元 CNY	ニュージーランド ドル NZD
香港 ドル HKD	シンガポール ドル SGD
インド ルピー INR	インドネシア ルピア IDR
マレーシア リンギット MYR	フィリピン ペソ PHP
大韓民国 ウォン KRW	台湾 新台幣 TWD
タイ バーツ THB	ベトナム ドン VND
ロシア ルーブル RUB	バーレーン ディナール BHD
ブラジル レアル BRL	南アフリカ ランド ZAR
ユーロ EUR	

4. 他の制度改正

① 貿易代金貸付保険約款の新設

従来、バイヤーズ・クレジットの法定保険種は輸出代金保険または仲介貿易保険であり、貿易取引における船積後危険と同じでした。そのため、バイヤーズ・クレジットと貿易取引は、共通の貿易一般保険約款を使っていたが、解釈などが複雑になり、使いにくいとの要望がお客様から多く寄せられたため、2005年、バイヤーズ・クレジット用の約款（貿易代金貸付保険約款）を新たに作成しました。

新約款の検討にあたっては、当時から増加しつつあったプロジェクトファイナンス案件などを念頭に、借入人からのWaiver承認申請を「重大な内容変更」に含めるなど、モニタリングも考慮した内容としました。

その後、2014年の貿易保険法改正により、法律上も「貿易代金貸付保険」として独立した保険種となりました。

② 特別非常危険の新設

プロジェクトファイナンス案件において、借入人（SPC）が産み出す生産物を買取る者（オフテイカー）の借入人に対する代金などの支払について政府保証が付されている場合、当該保証が履行されず、SPCが債務不履行となったときは、本来は信用事故とされるところ、2001年、政府に直接求償できることをもって、非常危険としてでん補する制度を設け、割増料率を適用して引受けられるようにしました。

③ 海外事業資金貸付保険の保険期間

2014年改正以前の貿易保険法では海外事業資金貸付保険の対象は「長期資金」となっていたが、当初は運用で「3年以上」としていたものを、2005年に「2年以上」へと緩和しました。

2012年に「中小企業経営力強化支援法」において、中小企業の革新的海外事業に必要な短期資金に係る債権の取得を貿易保険法の海外事業資金貸付保険の対象とみなす特例により、例外的に短期資金の付保が可能となりました。その後、2014年の貿易保険法改正で「長期資金」の規定が削除されたことから、現在は貸付期間に関する制限は存在していません。

4 期限の利益喪失時の取扱

貸付金債権の案件においては、融資契約上期限の利益が喪失した場合であっても、保険金の支払はオリジナルのスケジュールに基づき行うことにしており、2017年、この取扱について規定上で明確にしました。

5 信託スキーム

リーマン危機後、銀行において、いわゆるバーゼルⅡの見直しを控え、バランスシートへの影響を懸念し、長期、大規模な資金貸付を控える傾向が強まっていたことから、2010年、信託制度を活用し、貿易保険付保権のオフバランス化を図ることを可能としました。

6 ローカルバイヤーズ・クレジット（ローカルバイクレ）

2012年に国際協力銀行（JBIC）の新たな融資制度「海外現地法人等による第三国輸出や進出先国での販売支援のための投資金融（ローカルバイヤーズ・クレジット）」が創設されたことを受け、2016年、同制度により民間金融機関による協調融資が行われる際、NEXIは民間金融機関分について、海外事業資金貸付保険で支援することになりました。保険料率については、JBICと同様に、OECDアレ

ンジメントに準拠したバイヤーズ・クレジットと同じ料率体系が適用されます。JBICの参加しないピュアカバーのローカルバイヤーズ・クレジットにも同引受方法の適用を可能としました。

7 保険料分割徴収制度等

従来の一括前払に加え、保険契約締結時に保険料の半分を納め、融資実行額が融資契約額の1/2に達するまでの間に残りの保険料を納めることを可能としました（バイヤーズ・クレジット：2004年、海外事業資金貸付保険：2012年）。

その後、プロジェクトファイナンス案件においては、保険契約締結後、初回融資実行時に保険料を納めるオプションも導入しました。

8 贈賄行為に対する対応

OECDにおける贈賄防止に係る検討を踏まえ、不正競争防止法に違反する贈賄行為が行われた場合の対応を整理し、輸出者等からの誓約書の提出を求めることとしました。（バイヤーズ・クレジット等：2005年、海外事業資金貸付保険：2006年）。

海外投資保険の主な制度改正

1. NEXI発足当初の取組み

1 てん補事由の拡大

1999年の貿易保険法改正において、海外投資保険のてん補事由としてバスケットクローズが導入され、従来、「戦争、革命、内乱、暴動若しくは騒乱により」となっていたものが、「戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であって、海外投資を行った者の責めに帰すことができないものにより」に改められました。

また、NEXI発足当時は天災やテロ行為などによる損失は特約ベースで引受けていたものを、2002年には、約款の基本てん補リスクとして引受けることとしました。

加えて2003年には、当時流行したSARSを不可抗力事由としててん補可能と整理しました。これが2020年のコ

ロナ禍対応に繋がっていきました。

2 契約内容の柔軟化

従来、株式等を取得した額を保険の対象額（取得のための対価の額）としていたものを、2002年、保険契約の途中に企業の純資産価値に合わせて増減させることを可能としました。また2002年には、保険期間について、新規申込時には3年から最長15年までの間で選択可能（2005年に2年から最長15年に変更）、更新時は1年毎の契約を可能としました。

また2003年には、既投資案件についても申し込むことを可能としました。

2. 第三国再投資案件に対する取組み

近年、日本企業の出資形態の多様化により、事業会社に直接出資するのではなく、日本国外の投資目的会社経由で複数の事業会社に出資するスキームが増加しています。それらの複雑な出資スキームに対応するために様々な制度改正が実施されました。

それまで貿易保険法上は「海外投資」とは本邦法人が行う外国法人の株式の取得であり、損失は本邦法人が被ったものに限定されており、当初は直接出資先企業が事業不能等となることが要件となっていました。

1 重要資産等特約

投資先企業の所在国以外の国・地域に重要資産等を保有している場合に、当該重要資産等が相手国政府等の権利侵害により損害を受けて、直接出資先企業が事業不能等となった場合にカバーする特約で、2002年に整備されました。第三国に保有する權益等が重要資産等となることもありますが、再投資スキームで直接投資先が所有する再投資先企業が1社のみの場合は、当該再投資先企業を重要資産等に指定することにより、当該再投資先企業の事業不能等により直接投資先企業が同様の事態となったケースにおいても本特約でカバーの対象としました。(2020年の制度改正において規定化され、特約は廃止)

2 部分損失特約

直接出資先企業が複数の再投資先企業を所有する場合、そのうちの1社のみが事業不能等になっても直接出資先企業は同様の事態にはならず、保険事故とは認定できなかったところ、2006年に、直接出資先企業の事業の一部が事業不能等となったことと解釈し、当該再投資先企業の株式評価額の毀損部分を損失として認定可能としました。

カバー範囲は「戦争等（海外投資（株式等）保険約款第2条第2号）、不可抗力等（海外投資（株式等）保険約款第2条第3号）、権利侵害（海外投資（株式等）保険約款第2条第4号）による再投資先企業の事業不能等」とし、直接出資先企業が所有する再投資先企業のすべてを対象とすることを前提としています。料率は直接出資先企業の国力カテゴリーとそれぞれの再投資先企業の所在する国のカテゴリーを比較して、リスクが高い方から、当該各再投資先

企業に対する持ち分の額について、その合計額が取得のための対価の額に達するまで割り当てて計算されました。

3 部分損失のみ特約

直接出資先企業に対する持ち分全体ではなく、その下にある特定の再投資先企業以下の企業に対する持ち分のみについて保険カバーを希望する場合において、当該特約対象再投資先企業に係る損失をカバーの対象とするものです。カバー範囲は戦争等（海外投資（株式等）保険約款第2条第2号）、不可抗力等（海外投資（株式等）保険約款第2条第3号）、権利侵害（海外投資（株式等）保険約款第2条第4号）により事業不能等となったことによるとし、付保対象額は特約対象再投資先企業に対する被保険者の持ち分として、2016年に、企業ごとに保険金額を設定する形としました。

特約対象直接出資先企業の付保対象額については、取得のための対価の額が上限となりますが、同一の直接出資先企業を親会社とする複数の保険契約が存在することも想定されることから、同一直接出資先企業に対する複数の保険契約が存在する場合は、それらの状況を考慮して損失額が計算されるよう特約に規定しました。

3. プロジェクトファイナンス案件に対する取組み

1 担保権設定時の保険金支払

担保権が設定された株式に対して海外投資保険が付保されている場合について、当初、担保権が実行され株式が担保権者の手に渡ってしまうと被保険者が直接第三者に対して回収行為を行うことが困難になる（回収活動の制約）等の理由から、保険金を請求するにあたって担保権が解除されていることが保険金支払の条件になっていました。

しかし、海外投資保険でカバーされる戦争や権利侵害などの事由はプロジェクトの継続に多大な影響を与えるものであるため、それらの事由が発生した時点においては、ローンがデフォルトし、担保権が実行される可能性が高まっている状況にある可能性が高く、「担保権の解除」という条件の充足は極めて困難なものであることから、当初からの被保険者（保険契約者）が保険金を受け取ることは事実上ほぼ不可能という指摘が多くありました。

そこで2003年、回収活動の制約の対価として10%割増保険料を支払うこと、または当該プロジェクトに参加しているレンダーがNEXIの貸付保険を利用していることを条件に、担保権の解除がなくとも保険金を支払うことを可能とする制度を導入しました（担保権付支払条件）。

一方で、事業休止のケースにおいては、休止期間を経過しない限り保険事故とはならないため、それよりも前に担保権が実行された場合においては保険事故が成立しないこととなり、被保険者に保険金を支払えない事態が生じるとの問題がありました。これを回避するために2013年より、「担保権が実行された後も、元々の株主である被保険者が引続き被保険者の地位にとどまり、保険契約上の被保険者義務を果たすこと」について認識している旨を確認するレター（Confirmation Letter）を担保権者であるレンダーから徴求する等により、事故前に担保権が実行された場合においても元々の株主である被保険者に保険金を支払うことを可能としました。

他方、第三国再投資であって、保険の目的である直接投資先株式ではなく再投資先である事業会社の株式のみに担保権が設定されている場合は、担保権実行による当該株式の所有権の移転は被保険者としての地位に何ら影響を与えないことから、2010年、担保権実行の有無に関係なく事故は確定するとして、保険金の支払は可能と整理しました。

Confirmation Letter方式は戦争、天災、権利侵害等が発生し、事業休止期間中に保険事故に至るまでの間に、保険の目的である直接投資先企業の株式に対する担保権が実行されたケースをカバーするために検討されてきたものですが、累次の政令改正によりカバー対象となる事業休止期間が6か月→3か月→1か月と緩和されてきていることから、以前に比べてこのような事態が発生する可能性は低くなっています。

② 担保権設定時の申請、承認条件

プロジェクトファイナンス案件では、プロジェクトを構成するすべての資産や権利についてレンダーが担保権を設定するため、事業会社SPCの株式もその対象に含まれます。

従来のNEXIの取扱では、海外投資保険の目的である株式に担保権が設定されている場合、他の保険種と同様

に、プロジェクトの悪化時において支払保険金との交換により債権者（レンダー）が資金回収を図ることを前提に制度が設計されていました。したがって、レンダーが保険の目的に担保を設定した場合、被保険者が保険金受領後に当該資金を以て借入金を返済し、担保権を消滅させること、または担保権が実行された際には保険の目的の譲渡とみなし、担保権者が新たな被保険者となって保険契約を継続することを想定していました。

しかし、プロジェクトファイナンスの場合、レンダーが担保権を設定するのは、第三者による担保権設定や差押等を防止し、プロジェクトが破綻する可能性が高まった場合には、当該事業をコントロールすることを目的としていることから、スポンサーが付保している海外投資保険の保険金により融資を回収する意図はなく、担保権の実行後にスポンサーたる被保険者に代わりNEXIとの保険契約の当事者になることも想定されていません。

こうしたことから、2016年、保険金による被保険者の債務の返済や担保権実行による被保険者の交替を前提とした担保権設定に対する事前承認申請方式（被保険者と担保権者が連名で承認申請）は不要と整理し、被保険者単名での申請をもって、被保険者に保険金を支払うことを可能としました。

4. 保険料関連の取組み

① 保険料率の引下げ

2006年、海外投資保険の保険料率の約30%引下げを実施し、償還型（配当金のみカバー）、非償還型（元本のみをカバー）、混合型（元本+配当金をカバー）に加えて、短期的な元本売却を想定していないケースを想定し、株式等の元本を売却した際に生じる送金リスクをてん補しない「送金リスク不てん補型」を新設しました。この「送金リスク不てん補型」の場合は、引下げ後の非償還型の保険料率からさらに25%引き下げた料率としました。

② てん補事由選択制の導入

海外投資保険ではてん補事由をフルカバーする保険契約が基本であったところ、2014年、「収用・権利侵害」「戦争・不可抗力」「送金不能」の3つのてん補事由のグ

ループから自由に組み合わせ、選択可能とすることとしました。フルカバー型と比較して、2事由てん補型の保険料率は約30%、1事由てん補型は約35%、それぞれ低い料率設定としました。

5. 信用リスクカバーに関する取組み

1 政策変更リスク

特定セクター（資源エネルギー、インフラ、環境等）における外国政府等の合法的かつ一般的な行為（政策変更）による損失をカバーするものです（なお、国際法または投資協定等に違反する政策変更については、従来より非常リスクとしてカバー対象になっています）。

海外投資保険では原則として不てん補としていた信用危険について、保険期間中に発生が懸念される政府の行為を引受時に特定し、特約書に記載の上、当該行為により投資先企業が破産手続開始の決定に至った場合にてん補できることとしました。

本特約の割増料率は、2010年の創設当初は契約違反リスクと同様に年率0.2%でしたが、2013年に0.85%に引き上げられました。

2 メザニン信用リスク

「質の高いインフラパートナーシップ」実現に向けた取組みとして、海外投資保険の信用事由は、貿易保険法において「海外投資を行った者の責めに帰すことができないものに限る」と規定されていることから、経営に主体的に関与しない者が保有する優先株を保険の目的とする保険契約について、2016年、非常危険に加えて信用危険をカバーすることを可能としました。

6. 他の制度改正

1 プレミアムへの付保

被保険者の財務諸表上における投資額と出資先企業の簿価純資産のうち、当該被保険者の持ち分に相当する額との差額（プレミアム相当額）についても、てん補事由の発生による毀損をカバーするものとして、2006年、プレミ

ム特約を創設しました。また、部分損失特約、部分損失のみ特約においても、従来は特約対象企業の簿価純資産と株式評価額（それぞれ被保険者の持ち分相当部分）のうちいずれか低い方で査定するとしていたものを、株式評価額ベースに統一し、中間法人が事業会社株式を取得する際に発生したプレミアムもカバーの対象とすることが可能となりました。

2 劣後ローン特約

1999年の貿易保険法改正以前は、支配法人向けの融資・保証債務は海外投資保険で引受けていたところ、同法改正により、査定の簡素化等を理由として、支配・非支配にかかわらず、融資・保証債務はすべて海外事業資金貸付保険の対象に統一することとなりました。しかし、株主が行う融資・保証債務は実質的には出資に近い性格を有し、返済期限も定まっていない融資契約もあったことから、海外事業資金貸付保険では返済不能による損失が発生しないといった問題が生じました。このため、海外投資保険と同様の取扱を求める要望があり、2007年、これに応えるために海外事業資金貸付保険の特約として劣後ローン特約を制定しました。通常は海外投資保険とセットで劣後ローン特約を利用するケースが多く、査定方法やてん補事由は可能な限り海外投資保険に合わせた内容になっており、保険料も年払で徴収する方式を取っています。

3 資源エネルギー総合保険（付保率・配当ルール）

日本企業による資源の権益確保を目的として、2007年、資源エネルギー総合保険が海外事業資金貸付保険と海外投資保険において創設されました。海外投資保険では、非常危険のてん補率を100%とし、再投資の形態をとる場合には、再投資先から中間法人への元本・配当金の送金リスクも一定の条件の下でてん補可能としました。

すなわち、貿易保険法および海外投資保険約款では本邦へ送金できなかったことをてん補事由として定めており、中間法人への送金に係るリスクはカバー対象外としていたところ、配当に係る送金ルール（事業会社から中間法人向けに株式売却代金または配当金が送金された場合には、当該金額を親会社に向けて送金するという株主総会の議決等）がある場合は、中間法人への送金も本邦への

送金とみなしてカバーするものです。

その後2016年、資源案件等に限らず、非常危険100%カバーのオプションが導入されました。

4 事業拠点等特約

2015年に、企業単位ではなく、事業拠点等（事業拠点や事業部門）単位での事業不能等による損失もカバー可能としたものです。あらかじめ特約で対象とする事業拠点等を特定しておくことを要件とし、当該事業拠点等が事業不能等となり、生じた損失によりもたらされる投資先企

業のB/S上の純資産毀損額（再投資スキームの場合は再投資先企業株式評価額の毀損額）に係る損失をてん補します。

5 政令改正関連

- 保険事故となる事業の休止期間を6か月→3か月（2004年）→1か月（2014年）に短縮しました。
- 2016年、最長保険期間が15年から30年に拡大されました。

査定・回収関連の主な制度改正

査定・回収制度については、主に2001年の独立行政法人発足時および2014年において、2度の大きな制度改正を実施しました。また、てん補割れ債権の買取制度など、それ以外にも被保険者の利便性向上などを目的とした改正を実施してきています。

2001年

独立行政法人発足と同時に、回収制度について以下の制度改正を実施しました。

● 代位取得原則の導入

1999年の貿易保険法改正により、保険代位規定（旧商法の請求権代位規定の準用）が設けられたことに伴い、保険金支払と同時に被保険者が有する代金等の債権をNEXIが代位取得する一方、被保険者が継続して回収義務を負うこととなりました。

NEXIが自ら回収を行う場合（サービサーによる回収を含む）、NEXIは被保険者による第三者対抗要件の具備を指示することができることとし、NEXIへの権利行使等委任により被保険者は回収義務が免除されることとなりました。また、パリクラブリスケについて権利行使等委任が行われた場合も、同じく被保険者の回収義務は免除され、NEXIおよび国が回収行為を行うこととしました。

● 控除利息制度の見直し

2001年4月1日以降にNEXIが代位取得する債権については、控除利息（先充当方式）が認められることとしました。その他、回収義務の要件整備（輸出手形保険に合わせて制度を統一）、回収義務の履行状況報告方法の変

更、外貨建回収金納付制度の導入等を実施しました。

2002年

- サービサー回収制度の導入
- パリクラブのてん補割れ債権（被保険者保有債権部分）の譲渡承認制度の導入

2003年

- 輸出手形保険、限度額設定型貿易保険のサービサー回収への移行

2004年

- 重債務最貧国（HIPC）向けパリクラブリスケてん補割れ債権のNEXIによる買取制度を導入

2007年

- HIPC以外のパリクラブリスケてん補割れ債権のNEXIによる買取制度を導入

2014年

事故・回収制度について被保険者の負担軽減および各種義務の明確化に係る改正を実施しました。

① 保険事故に関する制度変更については、以下の改正を実施しました。

- 船積後事故てん補率の記載の見直し（証券記載の付保率への変更）

- 損失発生通知書、危険発生通知書の一本化
- 損失防止軽減義務の明確化：義務を履行すべき期間の明記、全件に課される義務と特定の場合のみ課される義務の分類・整理等
- 被保険者無責の規定に係る明確化：商品クレーム等に係る当事者間の紛争がある場合におけるNEXIによる保険金支払対応の明確化
- 条件付支払の見直し：転売契約に係る取扱いの緩和
- 債務確認内容および債務確認方法の明確化

② 債権回収に関する制度変更について以下の改正を実施しました。

- 回収主体の転換：被保険者回収からNEXI主導の回収へと転換（回収対象契約に係る債権全体の回収方針を

NEXIが策定するための権利行使等委任、サービスの積極活用等）

- 回収協力義務：回収について、被保険者の努力義務であったものからNEXIへの協力義務に変更
- 終了認定：NEXIが「回収が困難である」と判断した場合に回収行為の終了を認定（終了基準を明確化し、費用対効果の観点を導入）

2017年

- 限度額設定型貿易保険および中小企業・農林水産業輸出代金保険における「決済期限前の保険金請求制度」の導入（将来的に損失の発生が確実な場合、決済期限到来前の保険金請求を可能にしたもの）

企業理念・行動指針



株式会社日本貿易保険

株式会社化以降（二〇一七年）

【企業理念】

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、お客様に安心を提供することにより、我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。

【行動指針】

- 事業環境の変化を機敏に捉え、お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。
- 的確な引受判断と適切なリスク管理により、質量ともに引受の拡大に努めます。
- 多様性を尊重し、お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。

独立行政法人から株式会社へ

独立行政法人時代（二〇〇一～二〇一六年）

経営理念

NEXI は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することのできない危険を保険する事業を、常に市場の変化を先取りしてお客様ニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的に実施することを通じて、我が国経済社会に貢献します。

経営方針

1. NEXIは、独立行政法人として公共上の見地から事業を行っていることを自覚し、事業を通じて、国民生活の安定および社会経済の健全な発展に資することを目指します。
2. NEXIは、常にお客様中心主義にたち、専門性の向上により質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上と強い信頼関係の構築を目指します。
3. NEXIは、全ての経営資源を有機的に活用し、引受リスクの量的・質的拡大に取り組み、的確なリスク管理を通じて利益の増大を実現し、長期的な発展を目指します。
4. NEXIは、人材の育成と職員の自己研鑽を進め、職員の多様性を活かし、自由闊達で活力のある、社会に誇れる職場の形成を目指します。

行動指針

NEXI SPIRIT

SPEED【スピード】
PROFESSIONAL【専門性】
INTEGRATION【融合】
REFORMATION【革新】
IT ORIENTED【情報システム活用】
TRANSPARENCY【透明性】

【お客様憲章】

NEXIの使命は、お客様が安心して海外ビジネスができるように、リスクを軽減する機能を果たしお手伝いすることにあります。このため、常にお客様の立場になって、お客様のニーズに的確に対応し、効率的で質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上とお客様との強い信頼関係の構築を目指していきます。
NEXIは、お客様中心主義にたち、①サービスを向上させます。②大きな安心を提供します。③業務を効率化します。

歴代役員・職員数

独立行政法人時代:2001年度～2016年度

期間	理事長	理 事	監 事
2001年度	荒井 寿光	波多野 睦夫、北爪 由紀夫	三宅 豊、今井 敬 (非常勤)
2002年度	荒井 寿光 (～2003.2) 今野 秀洋 (2003.2～)	波多野 睦夫、北爪 由紀夫	三宅 豊、今井 敬 (非常勤)
2003年度		波多野 睦夫、北爪 由紀夫	三宅 豊、今井 敬 (非常勤)
2004年度	今野 秀洋	波多野 睦夫、北爪 由紀夫	三宅 豊、今井 敬 (非常勤)
2005年度	今野 秀洋	大林 直樹、北爪 由紀夫	大木 勝雄、今井 敬 (非常勤)
2006年度	今野 秀洋	大林 直樹、北爪 由紀夫 (～2007.3) 大林 直樹、加藤 文彦 (2007.7～)	大木 勝雄、今井 敬 (非常勤)
2007年度	今野 秀洋		西川 茂樹、今井 敬 (非常勤)
2008年度	今野 秀洋 (～2009.7) 鈴木 隆史 (2009.8～)	大林 直樹、加藤 文彦	西川 茂樹、今井 敬 (非常勤)
2009年度		大林 直樹、加藤 文彦	西川 茂樹、今井 敬 (非常勤)
2010年度	鈴木 隆史	大林 直樹 (～2011.4)、加藤 文彦 (～2011.3) 和田 圭司 (2011.6～)、稲垣 史則 (2011.4～)	西川 茂樹、今井 敬 (非常勤)
2011年度	鈴木 隆史		大岩 武史、今井 敬 (非常勤)
2012年度	鈴木 隆史	和田 圭司、稲垣 史則	大岩 武史、今井 敬 (非常勤)
2013年度	板東 一彦	和田 圭司、稲垣 史則	大岩 武史、今井 敬 (非常勤)
2014年度	板東 一彦	和田 圭司、稲垣 史則	大岩 武史、今井 敬 (非常勤)
2015年度	板東 一彦	小泉 哲哉、小山 智、上原 忠春 (2015.8～)	大岩 武史、翁 百合 (非常勤)
2016年度	板東 一彦	小泉 哲哉、小山 智、上原 忠春	大岩 武史、翁 百合 (非常勤)

株式会社以降:2017年度～2020年度

期間	代表取締役		取締役	監査役
	社長	副社長		
2017年度	板東 一彦	仲田 正史	和田 圭司、岡田 江平、 寺本 秀雄 (社外)	中村恵司、大塚章男 (社外)、 松井智予 (社外)
2018年度	板東 一彦 (～2019.6) 黒田 篤郎 (2019.6～)	仲田 正史	和田 圭司、岡田 江平 (～2019.6)、 寺本 秀雄 (社外)	中村恵司、大塚章男 (社外)、 松井智予 (社外)
2019年度		仲田 正史	和田 圭司、寺村 英信 (2019.6～)、 寺本 秀雄 (社外)	中村恵司、大塚章男 (社外)、 松井智予 (社外)
2020年度	黒田 篤郎	仲田 正史	和田 圭司、寺村 英信、寺本 秀雄 (社外)	中村恵司、大塚章男 (社外)、 松井智予 (社外)

歴代職員数

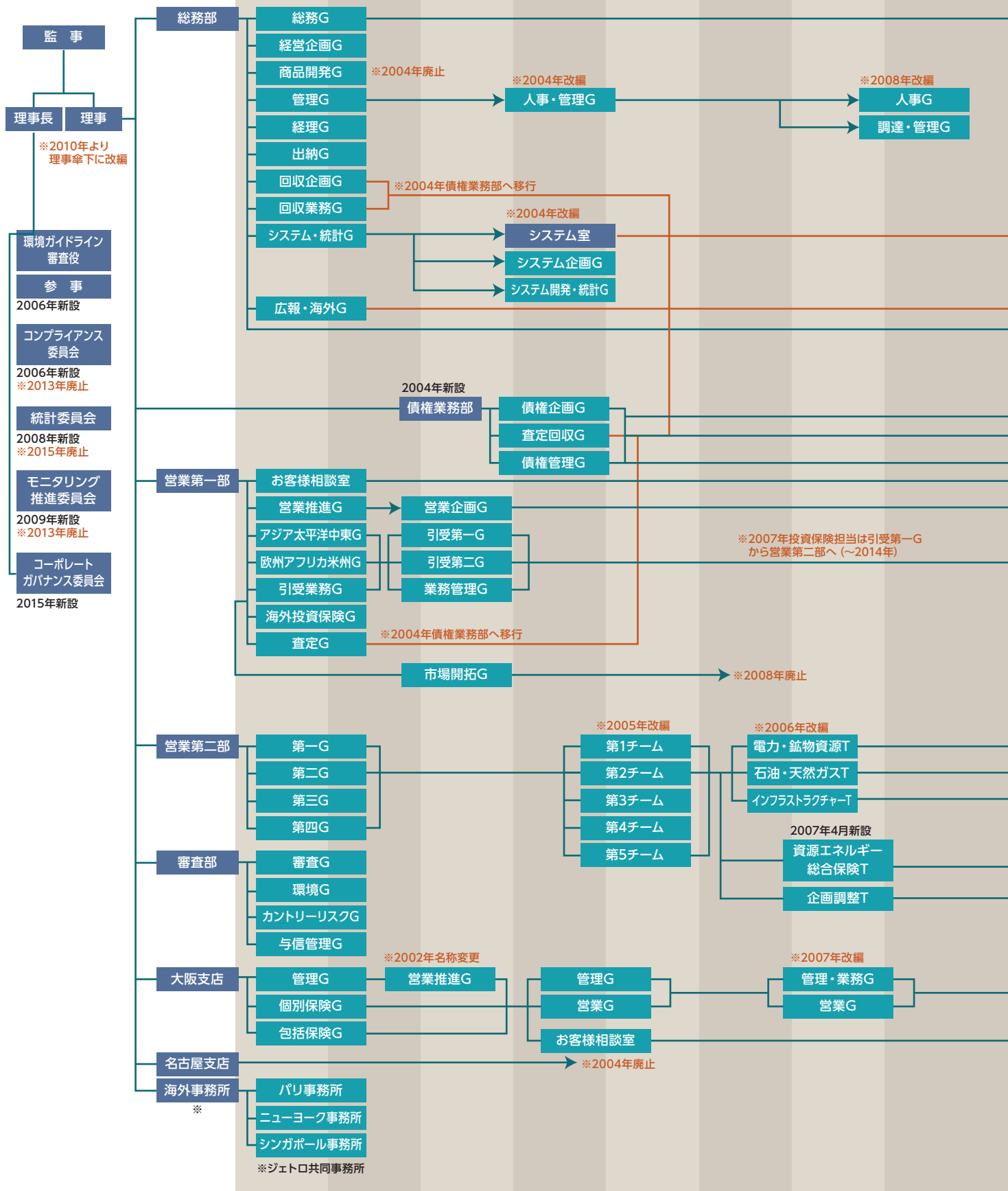
(4月1日時点)

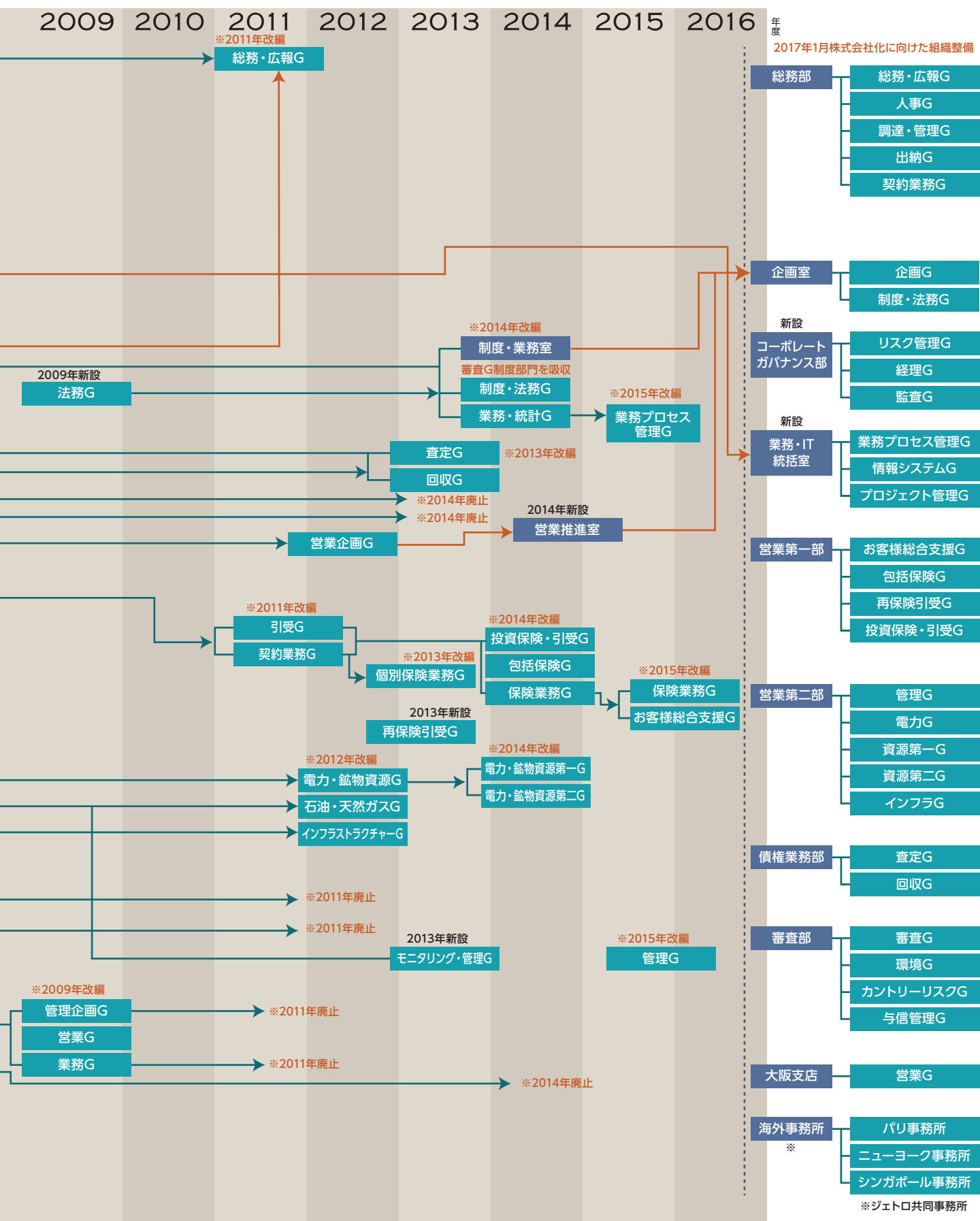
	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
職員数	154	157	144	148	149	146	140	142	150	146	130	135	139	133	141	149	163	174	190	205
経済産業省出身者	122	118	103	95	84	73	66	65	51	45	28	24	18	13	11	9	6	7	7	7
民間企業等出身者	30	32	22	17	18	20	17	13	10	11	10	13	16	12	12	11	13	13	13	15
NEXI採用者	0	1	14	30	39	46	49	52	76	87	89	97	104	106	115	122	135	135	140	154
(うち新卒者)															5	11	21	30	36	46
契約職員等 (注)	2	6	5	6	8	7	8	12	13	3	3	1	1	2	3	7	9	19	30	29

(注) 派遣職員は含まない。なお2020年度末時点の派遣職員数は63人。

組織の変遷

独立行政法人日本貿易保険

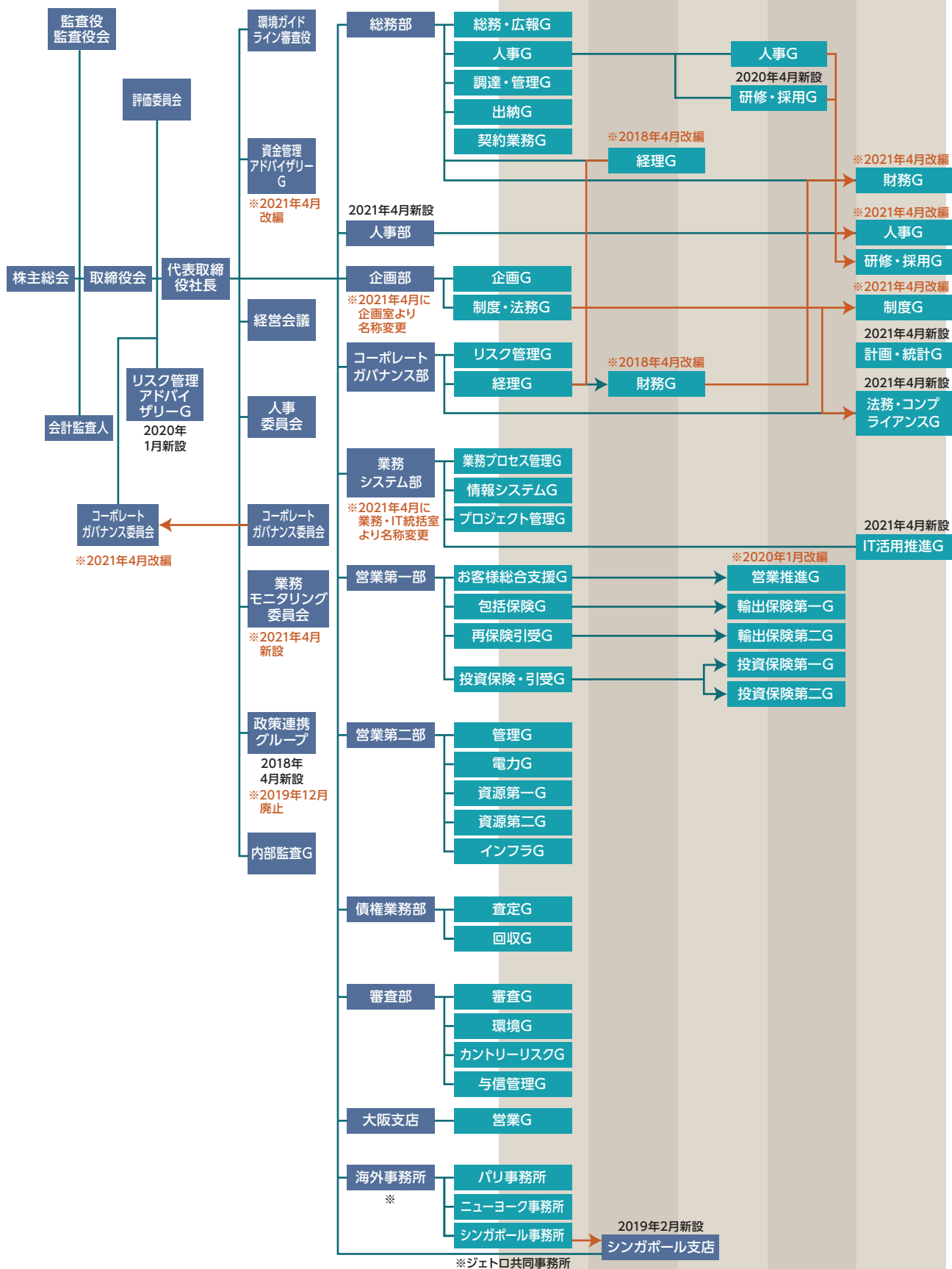




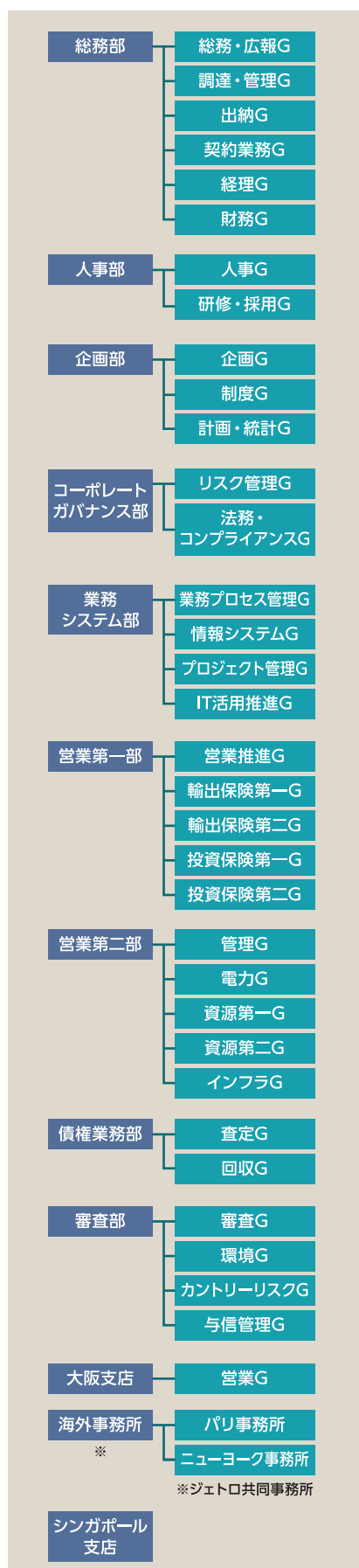
(アニュアルレポート等の情報により作成)

株式会社日本貿易保険

2017 2018 2019 2020 2021



2021年4月現在の部門構成



引受額・保険料収入・支払保険金・回収金の変遷

2001▶2005

保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
貿易一般保険	9,660,173	9,926,181	10,221,544	10,545,895	11,543,256
責任期間1年未満	8,615,823	9,203,475	9,577,964	9,857,085	10,890,774
責任期間1年以上	1,044,350	722,706	643,580	688,809	652,482
貿易代金貸付保険	77,710	256,722	575,375	261,428	198,572
輸出手形保険	60,559	53,518	41,877	41,639	38,132
輸出保証保険	50,163	0	0	0	0
前払輸入保険	1,757	568	769	1,787	2,004
海外投資保険	55,641	41,764	63,797	55,119	156,848
海外事業資金貸付保険	230,562	339,269	214,797	650,283	898,497
限度額設定型貿易保険	-	-	1,165	2,680	8,091
中小企業輸出代金保険	-	-	-	-	369
合 計	10,136,566	10,618,022	11,119,325	11,558,831	12,845,768

地域別引受実績

(単位：百万円)

地 域	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
アジア	4,334,635	4,930,630	5,633,407	5,758,258	6,826,033
ヨーロッパ	1,708,315	1,799,933	2,373,640	2,259,931	2,321,156
北中米	4,074,336	4,036,374	3,370,391	3,602,079	3,745,938
南米	378,954	226,798	238,340	390,007	412,495
アフリカ	273,797	402,553	293,545	306,845	414,215
オセアニア	276,188	341,164	433,811	497,141	527,651

保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
貿易一般保険	4,959,763	5,097,460	5,608,028	6,017,735	6,909,197
責任期間1年未満	3,410,280	3,493,192	3,997,514	4,429,050	5,286,276
責任期間1年以上	1,549,483	1,604,268	1,610,514	1,588,685	1,622,921
貿易代金貸付保険	979,118	1,046,987	1,387,389	1,406,818	1,278,882
輸出手形保険	15,381	10,465	9,426	9,414	7,865
輸出保証保険	9,907	8,285	6,837	5,648	5,648
前払輸入保険	775	301	468	1,503	2,113
海外投資保険	747,027	630,323	533,210	458,242	461,422
海外事業資金貸付保険	837,161	1,080,371	1,047,349	1,403,250	1,988,991
限度額設定型貿易保険	-	-	1,165	3,845	10,724
中小企業輸出代金保険	-	-	-	-	106
合 計	7,549,132	7,874,191	8,593,872	9,306,456	10,664,950

地域別責任残高

(単位:百万円)

地 域	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
アジア	4,396,026	4,719,778	5,228,143	5,700,116	7,030,090
ヨーロッパ	684,729	693,821	990,199	1,053,320	1,080,006
北中米	1,476,020	1,427,672	1,461,471	1,659,501	1,638,530
南米	657,991	607,633	591,746	701,395	730,027
アフリカ	349,885	517,655	393,248	220,916	238,558
オセアニア	86,404	72,196	108,040	122,866	149,825

2001▶2005

保険料収入

(単位：百万円)

年 度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
保険料収入	37,359	29,083	44,783	41,187	40,088
合 計	37,359	29,083	44,783	41,187	40,088

保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
貿易一般保険	45,516	16,127	29,389	45,470	31,536	13,934	19,719	9,761	9,959	7,308	1,389	5,919	2,961	1,256	1,704
貿易代金貸付保険	3,983	3,983	—	4,177	4,177	—	385	385	0	0	0	0	0	0	0
輸出手形保険	150	0	150	256	0	256	221	0	221	33	0	33	54	1	53
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払輸入保険	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	548	548	0	232	232	0	0	0	0
海外事業資金貸付保険	220	220	0	15,231	589	14,642	2,146	121	2,025	5,330	109	5,221	652	652	0
限度額設定型貿易保険	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	2	0	2
中小企業輸出代金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	0	11
合 計	49,891	20,331	29,560	65,133	36,302	28,831	23,019	10,814	12,205	12,903	1,730	11,174	3,680	1,909	1,770

地域別支払保険金

(単位：百万円)

地 域	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
アジア	45,987	18,791	27,195	47,553	19,182	28,371	19,272	7,913	11,359	11,395	258	11,138	2,487	1,030	1,458
ヨーロッパ	1,519	669	850	65	0	65	71	0	71	5	0	5	16	1	15
北中米	1,023	0	1,023	90	7	84	79	9	70	6	0	6	319	40	279
南米	226	0	226	16,955	16,643	312	3,332	2,630	703	1,293	1,275	18	745	727	18
アフリカ	1,128	871	257	471	471	0	262	262	0	204	197	7	112	112	0
オセアニア	9	0	9	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
合 計	49,891	20,331	29,560	65,133	36,302	28,831	23,019	10,814	12,205	12,903	1,730	11,174	3,680	1,909	1,770

非常・信用別回収状況

(単位:百万円)

危険区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
非 常	73,555	67,289	94,250	94,303	225,745
信 用	973	2,989	3,463	7,093	2,993
合 計	74,528	70,277	97,712	101,396	228,739

地域別回収状況

(単位:百万円)

地 域	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
アジア	10,382	13,058	13,533	18,105	13,384
ヨーロッパ	28,066	23,198	19,553	35,188	90,046
北中米	1,728	1,491	1,064	618	2,361
南米	28,324	25,582	26,417	29,631	33,538
アフリカ	6,027	6,947	37,145	17,853	89,410
オセアニア	0	1	0	0	0
合 計	74,528	70,277	97,712	101,396	228,739

(注1)引受実績

●2005年4月に貿易一般保険のうちパイヤーズ・クレジットを貿易代金貸付保険として分離しましたが、保険種別で過年度のデータと比較できるよう、2004年以前については、パイヤーズ・クレジットの引受額を貿易保険貸付保険の欄に記載しています。

(注2)責任残高

●2005年4月に貿易一般保険のうちパイヤーズ・クレジットを貿易代金貸付保険として分離しましたが、保険種別で過年度のデータと比較できるよう、2004年以前については、パイヤーズ・クレジットの引受額を貿易保険貸付保険の欄に記載しています。

(注3)保険料収入

●保険料収入は元受収入保険料で表示しており、受再保険料を含んでいません。

(注4)回収金

●回収金は受理ベースにより計算しています。

(注5)地域別引受実績・責任残高

●国別計上の方法・船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関

●仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

●受再分は含みません。

●アジアには、中東および中央アジアを含みます。

●ヨーロッパには、中東欧及びロシアを含みます。

●北米には、中米を含みます。

2006 ▶ 2010

保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
貿易一般保険	14,290,499	9,084,734	8,344,955	6,231,455	7,308,903
責任期間1年以内	8,284,634	4,174,931	3,679,428	2,747,597	3,498,241
責任期間1年超	6,005,865	4,909,803	4,665,528	3,483,858	3,810,662
貿易代金貸付保険	60,805	83,626	41,335	91,382	239,764
輸出手形保険	32,758	29,178	25,886	19,986	20,199
輸出保証保険	0	0	0	0	0
前払輸入保険	14	889	345	107	0
海外投資保険	271,949	155,228	281,717	213,193	219,229
海外事業資金貸付保険	189,732	101,905	984,806	1,606,754	741,082
限度額設定型貿易保険	3,436	7,405	5,928	9,653	11,761
中小企業輸付出代金保険	511	370	444	646	624
簡易通知型包括保険	-	-	-	-	1,392
再保険	29,742	57,710	41,552	25,885	39,998
合 計	14,879,447	9,521,044	9,726,968	8,199,062	8,582,951

地域別引受実績

(単位：百万円)

地 域	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
アジア	5,100,905	4,817,700	4,437,621	3,604,106	4,506,009
中東	2,593,955	1,343,178	1,220,586	793,380	711,115
ヨーロッパ	2,695,518	1,227,274	1,284,625	987,617	965,790
北米	3,718,850	634,598	617,350	842,520	302,121
中米	910,831	976,957	1,147,354	1,029,527	1,065,227
南米	402,995	484,212	844,275	363,382	601,494
アフリカ	601,891	640,785	739,050	526,435	469,999
オセアニア	560,916	228,385	251,302	463,329	580,589
国際機関	74,660	66,100	58,023	106,123	160,254

保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
貿易一般保険	8,746,616	9,452,265	9,336,297	7,959,765	8,184,301
責任期間1年以内	1,588,502	2,296,544	2,396,838	2,022,794	2,601,992
責任期間1年超	7,158,114	7,155,721	6,939,458	5,936,971	5,582,309
貿易代金貸付保険	828,740	658,789	524,937	500,438	577,707
輸出手形保険	7,310	7,849	6,373	4,992	5,137
輸出保証保険	383	0	0	0	0
前払輸入保険	14	589	345	107	0
海外投資保険	635,840	666,499	809,504	790,936	776,508
海外事業資金貸付保険	1,139,627	820,981	1,247,619	2,030,689	2,155,666
限度額設定型貿易保険	9,518	8,514	10,554	11,952	16,226
中小企業輸出代金保険	105	67	83	161	168
簡易通知型包括保険	-	-	-	-	1,332
再保険	58,839	91,129	124,769	147,313	174,558
合 計	11,426,992	11,706,683	12,060,482	11,446,354	11,891,603

地域別責任残高

(単位:百万円)

地 域	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
アジア	4,318,977	5,033,273	4,852,423	4,305,435	4,826,289
中東	3,506,244	3,391,304	3,228,462	2,531,022	2,096,943
ヨーロッパ	1,160,782	961,229	1,133,428	1,237,234	1,361,156
北米	746,514	485,556	616,611	869,422	840,569
中米	680,694	674,646	681,062	735,762	754,325
南米	577,912	581,118	788,489	750,377	675,266
アフリカ	400,279	564,374	796,105	903,281	864,959
オセアニア	191,673	177,410	249,099	349,574	744,995
国際機関	154,641	159,662	95,667	158,757	227,419

2006 ▶ 2010

保険料収入

(単位: 百万円)

保険種	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
貿易一般保険	24,499	23,977	17,708	13,596	15,157
責任期間1年以内	8,216	7,315	4,786	3,866	5,754
責任期間1年超	16,284	16,662	12,922	9,730	9,403
貿易代金貸付保険	1,004	739	1,422	1,155	6,869
輸出手形保険	268	245	221	184	185
輸出保証保険	0	0	0	0	0
前払輸入保険	0	4	3	1	0
海外投資保険	2,385	2,145	2,669	2,956	2,595
海外事業資金貸付保険	8,930	7,334	14,592	21,425	13,477
限度額設定型貿易保険	86	194	196	283	399
中小企業輸出代金保険	6	4	5	6	6
簡易通知型包括保険	-	-	-	-	6
再保険	702	1,527	953	597	1,064
合 計	37,880	36,171	37,769	40,203	39,757

保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位: 百万円)

保険種	2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
貿易一般保険	2,185	1,751	434	3,667	2,438	1,229	17,124	16,858	266	9,591	3,268	6,323	7,346	3,972	3,375
貿易代金貸付保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	0	97	1,209	0	1,209
輸出手形保険	124	0	124	66	0	66	31	0	31	187	0	187	16	0	16
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外事業資金貸付保険	118	118	0	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
限度額設定型貿易保険	0	0	0	2	0	2	4	0	4	429	0	429	1	0	1
中小企業輸出代金保険	5	0	5	6	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	2
簡易通知型包括保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
再保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	-	137	0	0	0
合 計	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	17,159	16,858	301	10,441	3,268	7,173	8,574	3,972	4,603

(注1)引受実績

●保険契約締結日等の為替レートを適用して作成しています。

●貿易代金貸付保険と海外事業資金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で作成しています。

(注2)責任残高

●外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しています。

●貿易代金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で作成しています。

地域別支払保険金

(単位:百万円)

地 域	2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
アジア	189	0	189	631	0	631	235	0	235	5,971	0	5,971	48	0	48
中東	40	0	40	0	0	0	0	0	0	237	0	237	1,075	11	1,064
ヨーロッパ	118	0	118	517	0	517	7	0	7	150	0	150	1,249	0	1,249
北米	65	65	0	94	44	49	23	13	9	38	35	3	2,119	0	2,119
中米	50	3	47	90	0	90	15,547	15,497	50	2,680	2,677	3	2,974	2,851	123
南米	1,753	1,684	69	2,396	2,393	3	1,347	1,347	0	1,207	556	651	1,084	1,084	0
アフリカ	162	118	44	57	57	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0
オセアニア	56	0	56	15	0	15	1	0	1	158	0	158	0	0	0
合 計	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	17,159	16,858	301	10,441	3,268	7,173	8,574	3,972	4,603

非常・信用別回収状況

(単位:百万円)

危険区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
非 常	235,065	54,284	40,393	17,451	14,327
信 用	12,247	3,181	1,462	3,064	1,313
合 計	247,312	57,465	41,855	20,515	15,640

地域別回収状況

(単位:百万円)

地 域	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
アジア	23,874	7,451	6,354	8,397	5,523
中東	2,112	2,520	1,404	1,342	1,357
ヨーロッパ	100,373	31,967	25,349	2,515	1,028
北米	0	0	1	0	778
中米	3,051	2,483	480	571	193
南米	35,435	6,882	2,230	1,705	1,155
アフリカ	82,466	6,160	6,037	5,985	5,608
オセアニア	0	3	1	0	0
合 計	247,312	57,465	41,855	20,515	15,640

(注3)短期・中長期の基準に係るBUルールの適用

●貿易一般保険においてはBUルールに従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。

(注4)地域別実績・責任残高

●国別計上の方法:船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関

●仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

●国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

●アジアには、中央アジアを含みます。

●ヨーロッパには、中東欧及びロシアを含みます。

2011 ▶ 2015

保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
貿易一般保険	7,110,487	6,151,894	6,849,345	6,965,265	6,169,724
責任期間1年以内	3,321,146	3,451,195	3,855,361	3,855,510	3,217,940
責任期間1年超	3,789,341	2,700,699	2,993,984	3,109,755	2,951,783
貿易代金貸付保険	343,996	123,290	193,845	286,390	489,827
輸出手形保険	16,549	12,295	14,153	12,008	13,795
輸出保証保険	0	0	0	0	0
前払輸入保険	254	1	5	84	454
海外投資保険	440,367	530,106	611,679	471,487	571,993
海外事業資金貸付保険	549,068	1,369,370	706,030	2,173,094	437,326
限度額設定型貿易保険	10,311	9,331	7,420	8,134	5,383
中小企業輸出代金保険	567	1,304	2,740	4,332	9,223
簡易通知型包括保険	14,340	19,162	23,589	37,173	40,754
再保険	51,834	83,311	108,365	207,007	94,008
合 計	8,537,772	8,300,064	8,517,171	10,164,974	7,832,488

地域別引受実績

(単位：百万円)

地 域	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
アジア	4,381,676	4,003,749	4,694,526	4,550,431	4,355,905
中東	947,276	591,102	926,125	1,294,219	1,102,195
ヨーロッパ	895,278	795,756	1,029,919	1,040,255	796,639
北米	261,013	293,729	332,822	1,563,728	337,919
中米	1,086,265	903,421	733,386	714,656	776,265
南米	825,627	883,707	569,857	762,599	419,867
アフリカ	479,742	447,219	494,062	588,410	316,201
オセアニア	148,645	833,730	259,023	107,481	113,280
国際機関	116,006	167,972	155,064	266,871	198,002

保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
貿易一般保険	8,099,696	8,167,551	8,495,228	8,787,636	8,668,299
責任期間1年以内	2,337,812	3,097,421	3,569,810	3,750,003	3,333,628
責任期間1年超	5,761,884	5,070,130	4,925,418	5,037,633	5,334,671
貿易代金貸付保険	832,267	1,032,720	1,320,215	1,652,424	1,707,182
輸出手形保険	3,323	3,336	3,810	3,628	4,274
輸出保証保険	0	0	0	0	0
前払輸入保険	0	0	0	82	301
海外投資保険	944,798	1,117,154	1,399,630	1,532,427	1,629,657
海外事業資金貸付保険	2,129,124	2,241,104	2,600,398	3,706,172	3,372,761
限度額設定型貿易保険	15,147	15,340	12,172	10,718	9,483
中小企業輸出代金保険	145	499	978	1,638	3,287
簡易通知型包括保険	5,830	5,959	8,671	15,283	13,772
再保険	219,207	330,785	481,361	753,112	753,423
合 計	12,249,536	12,914,446	14,322,464	16,463,122	16,162,440

地域別責任残高

(単位:百万円)

地 域	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
アジア	5,223,394	5,591,707	6,603,603	7,522,859	7,408,459
中東	1,919,569	1,852,988	1,889,077	2,322,733	2,722,278
ヨーロッパ	1,563,996	1,778,936	1,869,743	1,978,460	1,723,385
北米	651,853	375,726	474,068	1,102,231	1,068,542
中米	698,215	620,925	642,637	710,345	814,936
南米	824,239	1,050,016	1,059,399	1,215,882	955,999
アフリカ	890,361	788,076	815,499	969,552	828,640
オセアニア	774,131	1,092,066	1,198,756	834,769	756,155
国際機関	218,854	202,893	246,227	247,975	247,502

2011 ▶ 2015

保険料収入

(単位: 百万円)

保険種	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
貿易一般保険	14,074	11,943	13,315	15,188	13,858
責任期間1年以内	5,462	5,025	5,612	6,247	5,081
責任期間1年超	8,611	6,918	7,703	8,941	8,777
貿易代金貸付保険	3,953	1,524	3,899	6,586	13,030
輸出手形保険	146	111	132	111	131
輸出保証保険	0	0	0	0	0
前払輸入保険	0	0	0	0	3
海外投資保険	3,177	3,718	4,471	5,035	5,802
海外事業資金貸付保険	10,065	17,924	6,078	38,514	15,231
限度額設定型貿易保険	391	321	263	281	194
中小企業輸出代金保険	6	12	24	39	83
簡易通知型包括保険	38	38	43	85	99
再保険	1,528	3,207	3,771	7,840	3,038
合 計	33,378	38,797	31,994	73,679	51,469

保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位: 百万円)

保険種	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
貿易一般保険	7,157	1,342	5,815	3,079	424	2,655	9,675	0	9,675	2,709	582	2,127	21,926	18,571	3,355
貿易代金貸付保険	1,165	0	1,165	1,165	0	1,165	1,723	0	1,723	0	0	0	0	0	0
輸出手形保険	34	0	34	3	0	3	14	0	14	0	0	0	0	0	0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外事業資金貸付保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
限度額設定型貿易保険	0	0	0	168	0	168	368	0	368	99	0	99	221	0	221
中小企業輸出代金保険	3	0	3	2	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	2
簡易通知型包括保険	0	0	0	0	0	0	17	0	17	8	0	8	0	0	0
再保険	0	0	0	0	0	0	436	436	0	285	285	0	245	0	245
合 計	8,359	1,342	7,017	4,416	424	3,993	12,234	436	11,798	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824

(注1)引受実績

●保険契約締結日等の為替レートを適用して作成しています。

●貿易代金貸付保険と海外事業資金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で作成しています。

(注2)責任残高

●外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しています。

●貿易代金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で作成しています。

(注3)短期・中長期の基準に係るBUルール適用

●貿易一般保険においてはBUルールに従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。

地域別支払保険金

(単位:百万円)

地 域	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
アジア	5,624	0	5,624	121	0	121	841	0	841	1,334	0	1,334	1,059	0	1,059
中東	5	5	0	6	6	0	9,532	436	9,096	459	459	0	1,472	0	1,472
ヨーロッパ	1,262	0	1,262	1,560	0	1,560	1,777	0	1,777	869	0	869	24	20	4
北米	0	0	0	2	0	2	7	0	7	0	0	0	0	0	0
中米	88	77	10	0	0	0	72	0	72	0	0	0	980	0	980
南米	974	951	23	430	418	12	5	0	5	440	408	31	18,584	18,551	33
アフリカ	407	309	99	2,297	0	2,297	0	0	0	0	0	0	276	0	276
オセアニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8,359	1,342	7,017	4,416	424	3,993	12,234	436	11,798	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824

非常・信用別回収状況

(単位:百万円)

危険区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
非 常	17,330	23,531	30,865	32,137	40,667
信 用	338	486	509	3,572	201
合 計	17,668	24,017	31,375	35,708	40,867

地域別回収状況

(単位:百万円)

地 域	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
アジア	5,673	6,298	7,278	8,979	9,039
中東	3,510	8,172	11,173	11,227	11,528
ヨーロッパ	814	1,154	1,512	2,860	572
北米	1	30	0	1	1
中米	510	241	3,246	3,015	1,519
南米	1,176	1,536	1,558	2,361	10,771
アフリカ	5,970	6,587	6,608	7,266	7,437
オセアニア	14	0	0	0	0
合 計	17,668	24,017	31,375	35,708	40,867

(注4)保険料収入

●保険責任発生時点で計上しています。契約締結日をもとにする引受実績とは必ずしも一致しません。

(注5)地域別引受実績・責任残高

●国別計上の方法:船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関

●仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

●国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

●アジアには、中央アジアを含みます。

●ヨーロッパには、中東欧及びロシアを含みます。

2016 ▶ 2020

保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貿易一般保険	5,344,820	5,915,423	5,030,034	4,526,832	3,859,827
責任期間1年以内	2,745,229	3,093,390	2,908,306	2,810,763	2,052,303
責任期間1年超	2,599,591	2,822,033	2,121,728	1,716,069	1,807,525
限度額設定型貿易保険	5,308	8,115	7,443	10,907	15,118
中小企業・農林水産業輸出代金保険	9,640	8,449	9,812	13,656	14,562
簡易通知型包括保険	47,106	51,963	58,024	51,207	55,545
輸出手形保険	12,255	11,823	13,023	12,358	8,865
前払輸入保険	98	981	214	2,844	9,935
海外投資保険	401,538	641,568	712,045	601,782	622,834
貿易代金貸付保険	61,898	138,372	37,083	197,823	36,565
海外事業資金貸付保険	366,722	422,123	342,565	422,132	1,378,107
再保険	85,297	115,971	86,219	62,313	142,271
合 計	6,334,680	7,314,788	6,296,462	5,901,854	6,143,627

地域別引受実績

(単位：百万円)

地 域	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
アジア	3,711,316	3,878,278	3,517,050	3,422,851	2,949,704
中東	571,306	696,610	661,380	500,303	566,818
ヨーロッパ	578,369	699,293	638,012	780,216	683,404
北米	250,236	303,599	274,361	245,916	645,106
中米	723,744	703,342	647,942	538,946	411,231
南米	251,170	438,422	442,875	345,257	454,955
アフリカ	373,657	590,893	304,254	355,564	685,523
オセアニア	119,886	100,603	81,527	72,864	53,872
国際機関	177,508	445,278	134,460	16,221	71,842

保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貿易一般保険	7,446,773	7,538,669	6,994,430	5,968,467	5,278,555
責任期間1年以内	2,649,163	2,497,946	2,417,727	2,291,738	1,925,810
責任期間1年超	4,797,610	5,040,723	4,576,703	3,676,729	3,352,745
限度額設定型貿易保険	7,313	9,868	11,383	13,211	19,077
中小企業・農林水産業輸出代金保険	3,028	2,817	3,817	4,491	4,893
簡易通知型包括保険	11,879	13,003	16,415	10,874	19,202
輸出手形保険	3,283	3,556	3,224	3,831	2,536
前払輸入保険	0	979	208	2,298	9,796
海外投資保険	1,460,533	1,528,398	1,596,806	1,602,810	1,697,292
貿易代金貸付保険	922,836	866,474	923,657	831,832	778,010
海外事業資金貸付保険	3,439,069	3,549,807	3,608,086	3,365,701	4,084,100
再保険	821,174	827,116	830,151	783,808	831,042
合 計	14,115,888	14,340,688	13,988,179	12,587,322	12,724,503

地域別責任残高

(単位:百万円)

地 域	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
アジア	6,941,039	6,896,936	6,926,035	6,463,037	6,241,627
中東	2,198,618	2,050,197	1,945,372	1,673,822	1,551,671
ヨーロッパ	1,105,592	1,070,642	930,638	885,666	1,047,275
北米	912,846	977,828	984,054	886,348	1,076,438
中米	755,757	769,735	653,945	444,834	324,080
南米	767,445	695,229	685,649	565,177	734,267
アフリカ	751,177	965,515	952,503	911,884	1,081,938
オセアニア	725,637	654,853	624,052	520,348	426,080
国際機関	282,677	1,084,413	868,089	787,432	727,950

2016 ▶ 2020

保険料収入

(単位:百万円)

保険種	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貿易一般保険	14,838	14,213	12,032	9,932	9,955
責任期間1年以内	5,240	6,600	5,441	5,022	4,423
責任期間1年超	9,598	7,613	6,591	4,909	5,533
限度額設定型貿易保険	166	340	259	433	572
中小企業・農林水産業輸出代金保険	85	72	84	125	134
簡易通知型包括保険	105	116	127	102	134
輸出手形保険	109	120	130	130	124
前払輸入保険	0	3	3	17	126
海外投資保険	5,264	6,102	6,188	6,454	6,516
貿易代金貸付保険	3,378	6,326	1,424	9,009	1,696
海外事業資金貸付保険	22,044	26,220	7,018	15,227	9,546
再保険	526	2,603	2,098	697	3,048
合 計	46,516	56,117	29,362	42,127	31,852

保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

保険種	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
貿易一般保険	3,499	1,000	2,499	4,205	114	4,091	18,082	2,175	15,907	43,996	36,344	7,652	2,831	104	2,727
限度額設定型貿易保険	0	0	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	67	0	67
中小企業・農林水産業輸出代金保険	136	0	136	193	0	193	78	0	78	150	0	150	180	0	180
簡易通知型包括保険	13	0	13	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0	0	0
輸出手形保険	31	0	31	0	0	0	10	0	10	35	0	35	84	0	84
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外投資保険	0	0	0	100	100	0	2,941	2,941	0	234	234	0	1,797	1,797	0
貿易代金貸付保険	114	0	114	0	0	0	1,807	1,807	0	117	0	117	2,287	2,170	117
海外事業資金貸付保険	1,047	0	1,047	13,839	0	13,839	9,253	0	9,253	11,760	0	11,760	11,724	0	11,724
再保険	2,943	0	2,943	891	0	891	1,325	0	1,325	755	0	755	4,106	0	4,106
合 計	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005

(注1)引受実績の作成方針

- 保険契約締結日等の為替レートを適用して作成しています。
- 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています。

(注2)責任残高の作成方針

- 外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しています。
- 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています。

(注3)短期・中長期の基準に係るBUルールの適用

- 貿易一般保険においてはBUルールに従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。

(注4)保険料収入

- 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日をもとにする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

地域別支払保険金

(単位:百万円)

地 域	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険	全体	非常危険	信用危険
アジア	3,662	0	3,662	4,385	112	4,273	12,477	0	12,477	6,154	32	6,121	3,687	73	3,614
中東	872	29	843	287	2	286	5,646	2,103	3,543	34,348	32,259	2,090	235	62	174
ヨーロッパ	245	0	245	542	0	542	1,115	1	1,114	43	0	43	1,403	2	1,401
北米	503	0	503	25	0	25	187	71	116	75	32	43	27	0	27
中米	0	0	0	0	0	0	40	0	40	4,114	4,053	61	1,978	1,466	511
南米	1,384	320	1,064	13,940	100	13,840	11,090	1,807	9,283	11,841	0	11,841	13,544	297	13,246
アフリカ	884	652	233	65	0	65	2,941	2,941	0	106	0	106	2,198	2,170	28
オセアニア	232	0	232	0	0	0	0	0	0	371	202	169	4	0	4
合 計	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005

非常・信用別回収状況

(単位:百万円)

危険区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
非 常	44,141	24,696	30,068	27,730	20,926
信 用	327	6,575	1,052	3,467	2,533
合 計	44,468	31,271	31,121	31,197	23,458

地域別回収状況

(単位:百万円)

地 域	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
アジア	5,895	1,995	2,368	3,628	3,845
中東	11,953	17,374	11,461	11,930	16,897
ヨーロッパ	594	713	683	771	835
北米	4	6	81	33	471
中米	1,534	1,472	1,701	38	9
南米	20,337	9,024	14,193	14,211	880
アフリカ	4,152	657	629	586	517
オセアニア	0	29	4	0	3
合 計	44,468	31,271	31,121	31,197	23,458

(注5)回収金

●支払保険金は、外貨建対応の保険契約については、原則、保険金支払日の為替レートを適用しています。

(注6)地域別引受実績・責任残高

- 国別計上の方法・船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関
- 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。
- 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。
- アジアには、中央アジアを含みます。
- ヨーロッパには、中東欧及びロシアを含みます。

パリクラブリスケジュール一覧

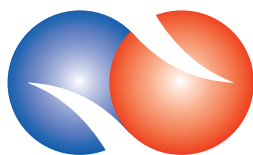
2021年3月31日現在

地域	国名	回数	初回PC合意日	初回E/N日	対象期間	貿易保険対象債権額	債務削減の有無	回収状況
アジア・中近東	イエメン	1次～3次	1996/09/24	1997/10/15	～2000/10/31	7億円	削減あり	延滞中
	イラク	1次	2004/11/21	2005/11/24	～2004/9/30	8,060億円	削減あり	回収中
	インドネシア	1次～4次	1998/09/23	2001/06/29	～2005/12/31	704億円	なし	回収中
	トルコ	1次～3次	1978/05/20	1978/12/22	～1983/6/30	658億円	削減あり	完済
	パキスタン	1次～5次	1974/06/28	1975/05/02	～2001/11/30	60.9億円	なし	延滞中
	フィリピン	1次～5次	1984/12/20	1986/01/27	～1995/12/31	1,877億円	削減あり	完済
	ヨルダン	1次～6次	1989/07/19	1990/03/26	～2007/12/31	274.94億円／ 21.428万ドル	なし	回収中
欧州	クロアチア	1次	1995/03/21	1996/11/29	～1995/12/31	26億円	なし	完済
	セルビア	1次～5次	1984/05/22	1985/03/20	～2001/7/31	309億円	削減あり	回収中
	ブルガリア	1次～3次	1991/04/17	1992/09/11	～1995/4/30	38億円	なし	完済
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1次	1998/10/28	2003/04/29	～2000/4/30	30億円	削減あり	回収中
	ポーランド	1次～6次	1981/04/27	1981/07/03	～1991/3/31	3,717億円	削減あり	完済
	ルーマニア	1次～2次	1982/07/28	1982/12/27	～1983/12/31	95億円	なし	完済
	ロシア	1次～5次	1993/04/02	1994/02/28	～2006/8/20	3,046億円	なし	完済
アフリカ	アルジェリア	1次～2次	1994/06/01	1994/12/26	～1998/5/31	224億円	なし	完済
	アンゴラ	1次～2次	1987/09/24	1989/03/29	～1990/9/30	75億円	削減あり	完済
	エジプト	1次～4次	1987/5/22 (3次)	1969/06/06	～1997/6/30	1,257億円	削減あり	回収中
	エチオピア	1次～4次	1992/12/16	1995/04/11	～2004/3/31	17億円	100%債務免除	完済
	ガーナ	1次～6次	1966/12/09	1968/06/14	～2004/9/30	27.74億円	100%債務免除	完済
	ガボン	1次～8次	1987/01/21	1987/10/30	～2005/6/30	18億円	なし	完済
	ギニア	1次～9次	1986/04/18	1987/11/05	～2012/8/31	108億円	100%債務免除	完済
	ケニア	1次～3次	1994/01/19	2001/09/07	～2006/12/31	4.86億円	なし	完済
	コンゴ民主共和国	1次～12次	1976/06/16	1977/04/08	～2012/6/30	93億円／ 0.33億ドル	100%債務免除	完済
	ザンビア	1次～9次	1983/05/16	1983/11/29	～2007/12/31	140億円	100%債務免除	完済
	スーダン	1次～4次	1979/11/13	1981/06/10	～1984/12/31	153億円	なし	延滞中
	タンザニア	1次～7次	1986/09/18	1988/04/06	～2003/3/31	1781億円／ 469万ドル	100%債務免除	完済
	ナイジェリア	1次～5次	1986/12/16	1988/04/05	～2005/9/14	7,699億円	削減あり	完済
	マダガスカル	1次～10次	1981/04/30	1982/04/13	～2004/11/30	137.7億円	100%債務免除	完済
	マラウイ	1次～5次	1982/09/22	1984/04/19	～2006/9/1	28億円	100%債務免除	完済
	モザンビーク	1次～7次	1984/10/25	1985/06/26	～2001/8/31		100%債務免除	完済
	モロッコ	1次～6次	1983/10/25	1985/07/05	～1992/12/31	136億円	なし	完済
中南米	アルゼンチン	1次～6次	1985/01/16	1985/11/12	～2014/4/30	2,454億円／ 13万ドル	なし	延滞中
	アンティグア・バーブーダ	1次	2010/09/16	2011/06/27	～2013/4/30	18万ドル	なし	延滞中
	エクアドル	1次～8次	1983/07/28	1984/03/08	～2004/3/31	255億円	なし	回収中
	エルサルバドル	1次	1990/09/17	1991/10/25	～1991/9/30	0.9億円	なし	完済
	ガイアナ	1次～6次	1989/05/24	1991/01/25	～2003/12/1	4億円／ 59万ドル	100%債務免除	完済
	キューバ	1次～5次	1983/03/01	1983/12/12	～2015/10/31	2,251億円	削減あり	延滞中
	チリ	1次～5次	1972/04/19	1972/11/28	～1988/12/31	100.7億円	なし	完済
	ドミニカ共和国	1次～5次	1985/05/21	1985/12/20	～2005/12/31	104.8億円	なし	完済
	トリニダード・トバゴ	1次～2次	1989/01/25	1989/12/19	～1991/3/31	49億円	なし	完済
	ブラジル	1次～4次	1983/11/23	1985/02/15	～1993/8/31	4,774億円	なし	完済
	ペルー	1次～8次	1968/09/27	1969/07/25	～1998/12/31	139億円	なし	完済
	ボリビア	1次～8次	1986/07/18	1987/03/31	～2001/7/1	319.9億円／ 27万ドル	100%債務免除	完済
	ホンジュラス	1次～6次	1990/09/14	1992/06/24	～2005/3/1	187.9億円／ 5,411万ドル	100%債務免除	完済
	メキシコ	1次～3次	1983/06/22	1986/02/17	～1992/5/31	66億円	なし	完済

日本貿易保険20年史

令和4年2月

株式会社 日本貿易保険 編集・発行



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険

<https://www.nexi.go.jp>

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル東館5階

TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660